

六朝時代の佛塔に於ける 佛舍利の安置に就いて

小杉 一雄

- 一 緒言
- 二 舍利安置の位置
- 三 相輪中安置説に對する批判
- 四 舍利の莊嚴—容器
- 五 舍利塔銘の所在
- 六 六朝時代に於ける舍利安置の特徴
- 七 結語

一 緒言

佛教文化が一度び支那に傳へられて後、有形無形の種々な變化が起つた。中にも佛教建築に於いて最も重要な佛塔が、支那固有の建築様式によつて、全くその形態を一變してしまつた事は、更めて此處に

印度のストーパーと比較するまでも無く既に周知の事實である。然るに造塔の大眼目は佛舍利の安置にあるのであつて、このいはゞ舍利を安置する器である佛塔が、かくも甚しい變化を見せた上は、それと密接な關係を有つ、舍利の安置に就いても何らかの變化があつたであらうとは、誰しも想像し得る所であらう。然し佛塔の變化が外的なものであるのに反し、舍利安置はその性質上內的であり、より思想的であるから、よしそれに何等かの變化があつたとしても、一目瞭然に指摘すると云ふことは困難である。

故にその觀察は多少の徑路を経なければならぬが、佛教思想と支那思想との交渉と云ふ文化史的な観点からすれば、造塔に關する考察としては單に外形的な佛塔の建築様式の問題よりも、造塔本來の眼目であり、その思想的目的である舍利安置に就いての考察の方が、より重要な意義を有つものと云へるであらう。この小論に於いて私が第一に庶幾した點

も、實はこの問題に在るのである。而してかゝる見地から舍利安置に就いて考察する方法としては先づ個々の具體的事實、換言すれば舍利安置の位置とか、莊嚴の方法などを明かにする必要がある。

是等に就いては經典にも説かれて居るが、それは時と所とを問はず一定したものであるから、かゝる特殊性に就いての考察の基礎的資料とすることは、困難であらう。故にどうしても個々の具體的事實の上に考察の基礎を置かなければ、この問題に明確な判断を加へることは期し難いのである。

所が支那六朝時代に於ける舍利の安置に就いては遺憾ながら未だ充分には明かにされて居ないのであつて、上述の如き考察を企てるには、その前にまづ六朝時代の舍利安置に就いて、能ふだけ詳細な具體的事實を知ることが先決問題である。翻つて我國初期に於ける舍利安置について見ると、従來も多くの研究が爲されて居るが、我國初期の造塔及び舍利安

置が、直接又は間接に支那六朝のそれを宗として居ることは云ふまでもなく明かであるから、それに就いて充分な研究を行ふには、是非とも考察を支那にまで溯らす必要があるわけなのである。故にこの意味から云つても、支那に於ける舍利安置に就いて不明の點が多いことは、甚だ遺憾と云はねばならないであらう。

さて以上述べて來た如く、私は六朝時代に於ける舍利安置の具體的事實に就いての觀察は、嘗に支那の佛教美術史にとつてのみ必要なことではなく、日本の佛教美術史にとつても同時に有用のことと信ずる次第であつて、この小論の第二の目的として、この點を私かに期したのであつた。

二 舍利安置の位置

緒言にも述べた如く舍利安置について具體的事實を觀察するために、私は位置及び莊嚴の二方面から

見ることゝした。即ち前者は佛塔の如何なる部分に舍利が安置されたかと云ふ問題で、これには從來提示された説に對して批判を加へることゝした。又後者は舍利の容器に就いての觀察で、便宜上内部と最外部との二つに分ち、更に舍利塔銘の位置についての考察をも行ふことゝしたのである。

さて以上の如き次第でこれから考察を試みようとするのであるが、其前に資料に關して一言斷つて置かねばならない。私はこの考察に當り、隋の仁壽年間に於ける舍利塔造立に關する文献を、主として用ゐようとするのであるが、先きに雜誌『中央美術』に發表した拙稿「仁壽舍利塔の様式に就いて」の中に詳述した如く、この資料は第一に六朝時代造塔の典型を示すものと見得ること、第二にその量が豊富で、多くは同時代若くはそれに非常に近い時代の資料であること、第三に木塔であることが明かであることの、三つの理由から六朝時代の造塔及び舍利

安置に就いて見る場合、看過することの出来ない重要な性を有するのである。今此處に前述の如き考察に取掛るに當つても、私はこの三つの理由に依つて、仁壽舍利塔造立關係の資料を中心として考察を進め、而る後に他に及ぼすことを大體の方針としたのであつた。

よつて先づ舍利安置の位置について、仁壽舍利塔關係の資料を見ると、この點に關しては非常に多くの記載があるが、中にも最も明瞭なものとして仁壽四年(604)蕪州福田寺に於ける造立に就いての『續高僧傳』の記載を擧げれば、次の如くである。

又深一丈。獲方石一段。縱廣徑丈。五采如錦。楞側巽然。如人所造。即以石函置上而架塔焉。

即ち舍利を納めた石函を安置するために、地を穿つて深さ一丈に達した時に地中に、方一丈の大石を得たので、その上に石函を安置することゝし、更に

その上に塔を架したと云ふのである。之れによつて見れば、石函は塔下の地中約一丈の深さに安置されたこととなるのであるが、同様の記載は、單にこの福田寺の場合のみに限らず、處々の造塔についても屢々見られる。

先づ仁壽元年青州勝福寺に於ける造立に就いて『廣弘明集』卷十七に収録された感應表を見ると

青州於勝福寺起塔。掘基五尺。遇盤石自然成大函。因而用之。

と、少くも五尺以上の地中に舍利石函を埋藏したことを、記して居るが、仁壽二年の造立に際しても、同様の例を屢々見ることが出来る。その一例として仁壽二年本郷弘博寺に於ける造立に就いて『續高僧傳』の記載を記せば、

仁壽二年、勅令送舍利於本郷弘博寺。既至掘基。入地六尺。感發紫光。散衝塔上。其相如焰。

と六尺とされて居る。之等は多數の例の中の一部分に過ぎないが、感應記その他の記載は皆石函を埋藏するために地を掘つた所、何尺にしてかくの奇瑞に遇つたと云ふやうな書き方であるから、その數字を以て直ちに石函埋藏の眞の深さとする事は出来ない。然しそれらを通覽するに、一丈を超へる深さのものは見當らないから、一般的に一丈位の深さに埋藏されたとするのが妥當であらう。

以上の考察によつて、仁壽舍利塔に於ける舍利が、地中約一丈の深さに埋藏されたことを知り得たのであるが、果してそれが塔の建築と如何なる關係に在つたかと云ふ點、換言すれば心柱の礎石との關係等は未だ明かにされては居ない。又この地中に埋藏することに就いても、果してそれが六朝時代一般の塔に於いて行はれたことか、それとも又仁壽舍利塔にのみ見られたことか等と云ふ點を、考へねばならない。故に私は更に進んで六朝時代の他の塔の場合

を考察しようと思ふのであるが、それには先づ『南史』扶南傳に収録された、梁武帝の阿育王塔改造に關する記載から始めようと思ふ。この文獻は極めて詳細であることゝ、正史の記載であることから、最も信憑するに足るものとしてこの種の文獻中重要なものゝ一つであるが、その内容は梁武帝の大同年間(535—545)に阿育王寺(5)に在る慧達造立の三級塔址から舍利を出して、新たな造塔を行つた始末を記したものであつて、その中には東晉時代のものも傳へられる舍利の發掘記事と、梁代に於ける舍利安置との二つを併せ見ることが出来るのである。

慧達遊行禮_レ塔。次至_二丹陽_一。未_レ知_二塔處_一。及_下登_二越城_一。四望見_二長干里_上。有_二異氣_一。因就禮拜。果是先阿育王塔所。屢放_二光明_一。由是定知_二必有_二舍利_一。乃集_二衆就掘_一。入_一丈。得_三石_二碑_一。並長六尺。中_一碑有_二鐵函_一。函中有_二銀函_一。函中亦有_二金函_一。盛_三舍利及髮爪_二各一枚_一。髮長數尺。卽

六朝時代の佛塔に於ける佛舍利の安置に就いて

遷_二舍利_一。近北對_二簡文所造塔西_一。造_二一層塔_一。十六年又使_二沙門僧尙加爲_三三層_一。卽是武帝所_レ開者也。初穿_二土四尺_一。得_二龍窟及昔人所_レ捨金銀環釧釵鐸等諸雜寶物_一。可_二深九尺許_一。至_二石磔_一。磔下有_二石函_一。函內有_二鐵壺_一。以盛_二銀_一。卅內有_二金_一。鑊_一。盛_三舍利_二。如_二粟粒大_一。圓正光潔。函內有_二琉璃椀_一。椀內得_二四舍利及髮爪_一。爪有_二四枚_一。並爲_二沈香色_一。至_二四年九月十五日_一。帝又至_二寺設_二無碍大會_一。豎_二二刹_一。各以_二金_一。鑊_一。次_二玉_一。鑊_一。重_二盛舍利及爪髮_一。內_二七寶塔_一。內_一。又以_二石函_一。盛_二寶塔_一。分入_二兩刹_一。及王侯妃主百姓富室所_レ捨金銀環釧等珍寶充積。

以上が扶南傳の記載であるが、これに就いて考察する前に、先づ慧達三級塔及び梁武帝造立の塔の建築材料が何であつたかと云ふ點を見ようと思ふ。

卽ち木塔であつたか、それとも磚又は石造であつたかと云ふことであるが、その如何は心柱の有無等

の塔の構造に關係を有し、従つて舍利安置の位置に就いて考察するには是非とも考慮しなければならぬ点なのである。

先づ慧達が造立したと稱せられる三級塔に就いて見ると、扶南傳中の記載に「深さ九尺許、可りにして石磔に至る」とあるのを注意しなければならぬ。磔とは『營造法式』卷一、柱礎の條に引用された義訓に「礎謂之之礎。礎謂之之礎。礎謂之之礎。礎謂之之礎」とある如く、礎石の事である。深さ九尺もの所に礎石が埋められてあることは、一見不合理のやうであるが、彼の有名な洛陽永寧寺塔の罹災に就いて「火經三月不滅。有入地柱。火尋柱周年。猶有煙氣」と『洛陽伽藍記』に記されて居又『續高僧傳』卷一、菩提流支傳に、この火災の記事を其焰相續。經餘三月。入地刺柱。乃至周年猶有煙氣。と「地刺柱に入る」とあるのを見れば、決して故の

ないことでは無い。即ち六朝時代に於ける木塔の造立には、基部を地中深く埋める、掘立式の心柱を用ゐ、塔の構造の強度を増さしめることが行はれたのであるが、この扶南傳の記載によつて、その事實を益々明瞭に爲し得られるのである。

さて以上の考察によつて、慧達が造立したと傳へられる三級塔は、永寧寺九層木塔等と同一構造を有する、木塔であつたことが明かとなつたのである。次に、この三級塔を改造した武帝造立の長干寺塔はどうであつたらうか。『廣弘明集』卷十五には、當時長干廢寺内に、その塔が殘存して居たことを、次の如く述べて居る。

閩州江寧縣故都朱雀門東南。古越城東。廢長干寺內。……今有埽塔三層并刹佛殿。

即ちこれによれば、武帝造立の塔は、三層の埽塔であつたことになる。然るに同じく道宣の著である『集神州三寶感通錄』には、矢張りこの塔に就いて

今潤州江寧故地。但有_二輓基_一。三層并佛殿。

とあつて、塼塔とは記されて居ない。この兩者の何れに従ふべきかは、唐代の原本が失はれて居る今日では、遽かに決定し得ないが、何れにせよこれらの記載からでは、塼塔であつたと考へるのが、妥當であらう。

この塔に就いての扶南傳の記載には、「重盛_三舍利及爪髮_二内_三七寶塔_一内_二又以_三石函_一盛_三寶塔_一分入_二兩刹_一下_二」とあり、武帝は二箇の塔を造立したのであるが、「兩刹_一下_二」とあることから、刹を心柱と解すれば兩塔とも木塔と云ふことになる。しかし私はこの刹を心柱とは考へないのであつて、その理由は不日發表の用意を有する「六朝時代に於ける塔基の表示」なる拙稿中に述べるため此處には觸れない。かく私は道宣の記載する所によつて、この塔を塼塔であつたらうと考へるのである。一面から考へれば、木塔であつた、慧達三級塔を改造したものであるから、矢

張り木塔であつたのではないかとも想像せられるが、必ずしも舊塔の様式に従はねばならぬ必要はないのである。彼の棲霞寺の仁壽舍利塔が五代に於ける再建には、木造であつたのが石造に改められた事實はその最も卑近な例と云ふことが出來やう。

以上少しく横道に入つて慧達及び梁武帝造立の二塔に就いて、前者を木塔とし後者を塼塔と推察する理由を述べたのであるが、再び本論に戻つて、先づ木塔であることの明かな、慧達三級塔の舍利安置の位置に就いて見ると、「初め土を穿つこと四尺にして龍窟及び昔人捨つる所の金銀環釧釵鐸等の諸雜寶物を得たり、深さ九尺許可りにして石椀に至る、椀下に石函有り、函内に鐵壺有り銀罍を盛る、罍内に金鍍甕有り、三舍利を盛る」とある。即ちこれにより舍利を收めた石函が少くも一丈の地中に埋藏されて居たことが明かとなるが、殊に注意を要するのは、その位置が心礎の下であること換言すれば塔の構造

とは直接の連絡がないことである。

次に磚塔と推測される梁武帝造立の塔に於いては、「又石函を以て寶塔を盛り、分ちて兩刹の刹下に入る」とある如く、その深さは判明しないが矢張り地中であつたことは明かである。

かくの如く木塔であることの明かな、東晉時代の塔、及び磚塔と推測される梁時代の塔に於ける舍利安置の位置は、何れも地中であることに於いて、木塔である仁壽舍利塔のそれと一致して居るのである。

この事實は、仁壽舍利塔造立の際の種々な行事を書きするものであると同時に六朝時代に於いては、木塔磚塔の何れの場合も、舍利を塔下の地中に埋藏したことを示して居ると云へるであらう。而してこの事實を更に明確にするものとして、次の如き例を擧げることが出来る。

即ち『續高僧傳』には白馬寺木塔に關して左の如

く記されて居る。

昔齋武平末。(570-575)鄴古城中白馬寺。此是石趙時浮圖澄所造。本爲木塔。年增朽壞。勅遣修之。掘得舍利三粒。

「掘つて舍利三粒を得たり」とあれば、舍利が地中に埋藏されて居たことは明かである。これは六朝初期の木塔の例であるが、木塔か磚塔か詳かでないものに就いても一應は考察する必要がある。例へば前出扶南傳の記載中、慧達が阿育王塔址を發掘する傳説に「夜刹下を見るに時に光有りて出づ、乃ち人に告げて共に掘る、掘入すること丈許にして三石碑を得」とあるが、かゝる話が作られるのは、古塔址から相當深く埋められた舍利が見出されると云ふ事實を反映したものと見るべきであらう。

かくの如く見れば、扶南傳の梁武帝に關する記載の如く詳細なものでなくとも、資料として差支へないわけで、以下少しく其等に就いて見て行かうと思

よ。先づ最初に『三寶感通錄』卷上には、河東蒲坂の古塔に就いて左の如き記載が見られる。

河東蒲坂古塔者。後秦姚略叔父爲晉王鎮於河東。古老傳云。蒲坂古塔即阿育王所立也。疑之屢有光現。依掘得佛骨於石函銀匣中。照耀殊常。送以上略。略乃親迎觀於灑上。

こゝに記された史實も、必ずしも信ず可き理由はないが「掘りて佛骨を石函銀匣中に得たり」とあれば、少くも六朝時代に古塔址から、石函に盛られた佛舍利が出土したことを傳へたものとするには出来やう。又『道宣律師感通錄』には荆州長寧寺の塔に就いて左の如く記されて居る。

荆州長寧寺塔。是阿育王造。下有舍利。入地丈餘。石函五重。盛碎身骨。

これも事實としては兎も角も、かゝる傳説が生ずる裏面には、舍利を地下深く埋藏することが一般に行はれて居たことを示すものとするには許される

六朝時代の佛塔に於ける佛舍利の安置に就いて

であらう。同様の例は仁壽舍利塔造立に際して發掘された二三の古塔址からも見られるが、それらに就いては後に舍利の莊嚴について述べる時に記すこととし、重複を避けて此處には省略するが、何れも木塔とも磚塔とも不明の古塔址から、舍利が發掘されたことを記した點は、以上の諸例と全く同じである。

さて以上述べた所から、六朝時代の佛塔に於いてその舍利安置の位置は、木塔又は磚塔、石塔等の區別なく、一樣に塔下の地中であつたことが明かとなつたと思ふ。而してその平面的な位置が心柱の直下——磚塔又は石塔であれば、塔基の中央——であつたことは、我國の諸例から逆推するまでもなく、慧達造立の三層塔の例が明かに示して居るのである。而して特に注意を要するのは、慧達の三層塔に於ける如く、木塔の場合にも、心柱の礎石の下に埋藏せられて、塔の建築とは直接の連絡が無いことである。仁壽舍利塔の場合はこの點が明瞭でないが、恒

州に於ける造立⁽¹²⁾に際し、具體的建築の起工が舍利埋藏より少くも十二日以後に開始された事實が見られる所から考へると、約一丈の深さに埋藏された舍利と、塔の構造との間に何らかの關係を考へることは困難のやうである。

かくの如く私が考察し得た限りに於いては、六朝時代の舍利安置の位置は、塔基の中央の地中に塔の構造とは連絡なく埋藏せられ、木塔磚塔等を問はず一様なのである。然るに此處に注意を要するのは、六朝時代に於いて、塔の相輪中に舍利を安置することが行はれたと云ふ説が見られることである。この事は六朝時代の舍利安置に就いて考察して行く上に重大な問題であるから、果してかゝる説が妥當であるか否かを一應検討する必要がある。

註

1 『中央美術』第八號(昭和九年三月)

2 仁壽舍利塔造立に際しては、特に詔勅が發せられ、造塔に

關する種々な具體的規定が設けられた。而してそれらの規定は前後三回百十一所の造立に全て共通に適用されたのである。舍利安置は勿論その眼目であつたから、その位置、莊嚴の次第などが規定されたことは云ふまでもない。

3 『續高僧傳』卷十四 明舜傳。

4 同 卷十二 慧遠傳。

5 『歷代三寶記』卷三には

辛簡文帝昱 帝即於長干寺阿育王塔
未簡文帝昱 上起三層木浮圖

と咸安元年(371)に東晉簡文帝によつて、三層木塔が造立されたと記して居る。而して、慧遠造立の舍利塔は初め一層塔であつたのを、太元十六年(391)孝武帝によつて、三層塔に改められたと、諸書に見えて居るから、同寺には、二基の三層木塔が、並存して居たのである。梁武帝が發掘したのは、慧遠造立の塔址であるが、再建に當つては、舍利佛髮等を二分し舊に依つて二塔を造立したのである。因みにそれらの佛舍利は阿育王八萬四千塔の一つに安置されて居たと云ふ傳説によつて、この寺の本名長干寺以外に阿育王寺と稱され、その塔は阿育王塔と呼ばれたのである。我國の法隆寺五重塔、其他の心柱に關する問題にも重要な暗示を與へるものとして、注意を要するが、其等に就いては不日改めて意見を公けにする。

7 『洛陽伽藍記』卷一。

梁武帝が慧達三級塔を改造して、二塔を造立したと云ふ、『南史』扶南傳の記載と、長千巖寺の塔として只一箇を數へるだけの道宣の記す所とは一致しない。しかし長千巖寺の塔下を發掘して、日嚴寺塔下に舍利を選したのとは隋代のことであるから、必ずしも道宣の記す所が正しいと云ふことは出来ないのである。恐らく隋代に、二つの擁塔を發掘して舍利を得た事實が、道宣の時には同じく梁武帝造立の塔であるために、一塔の如く誤り傳へられたのであらうと私は想像するのである。

拙稿「仁壽舍利塔の様式に就いて」參照。

『續高僧傳』卷八僧妙傳。

註 31 參照。

仁壽二年恒州龍藏寺に於ける造塔は、四月八日に舍利を安置する規定であつた。然るにその感應表に依ると、

至四月八日。臨二向午時。欲下舍利。……至二十日巳時。築塔基。恰成。

とあつて、安置より十二日後に初めて塔の基礎工事が完成したことを告げて居る。つまり具體的建築の起工は、少くも安置後十二日以上と云ふことになるのである。猶この點に就いては拙稿「六朝時代に於ける塔基の表示に就いて」の中に詳論することゝした。

三 相輪中安置說に對

する批判

六朝時代に於ける佛塔中に舍利を相輪中に安置したものがあると、主張されたのは足立康氏である。

よつて先づ同氏の説かれる所を紹介する必要があるが、同氏のこの説は、飛鳥時代塔婆の意義に就いての、藤原義一氏との論争の一部として爲されたものであるから、其處から紹介しなければならぬ。

前に藤原義一氏はその著『飛鳥時代の建築』に於いて、飛鳥時代塔婆の相輪の意義を論ぜられ

建設の目的は靈域の表示又は佛舍利の奉納にありとされてゐる。そして舍利は多くの場合相輪上の寶珠内に納められるから、藏舍利より云へば塔で最も大切なのは相輪で、下部の建築は其臺に過ぎぬといふ事になる。

と論定されたのであつた。この論定に對し『東洋美

術』第十四號「飛鳥時代に於ける造塔の意義」に於いて足立氏は、先づ飛鳥時代に於ける主なる塔の舍利安置の位置に就いて文獻及び實物を以て考察し、

以上に擧げた諸例によつて、飛鳥時代前後に於ける塔婆の舍利は、多くの場合心礎中或はその附近に安置されて居た事が解つた事と思ふ。此の如く飛鳥塔婆の舍利は普通心柱の下方に收められ、相輪中に安置された例が稀有であつたとすれば、この藏舎利の點から見ても、當代塔婆で最も大切なのは、相輪であるとされる事は、聊か不當である様に思はれる。

と、飛鳥時代一般の舍利安置は、心柱の下部であると述べられたのである。

而して更に、

抑々原始塔婆に於ける相輪は、その下方に安置されたる佛舍利に對し、崇敬、供養の意を表はし、またその存在を顯揚するのを目的としたの

である。この事は古印度塔婆の實狀やまた律以下の諸書を見れば、直ちに了解する事が出来るであらう。

相輪本來の意義に就いて説かれた後に、

然るに後にはこれが形式化し、自ら裝飾的のものとなつたが、その一面に於いては、此處が佛舍利安置の場所に利用される様な場合も生じたのである。かの健陀羅の雀離浮圖の如きその一例で、大唐西域記に

更起二十五層金銅相輪。卽以如來舍利一斛而置其中。

とある。但しこの舍利安置の實際の位置は明瞭で無いが、兎に角相輪中の一部分であつた事は疑ないと思ふ。既に本浮圖に於いて此の如くであつたとすれば、西域方面にはこれと同様の手段をとつてゐた塔婆も多くあつたと考へられる。玄應音義に、

名爲刹柱以安佛骨義同土田故名刹也。以彼西
國塔竿頭安舍利故也

とあるのは、正にこの間の消息を語るものと云
へやう。

支那に於いても同様の事が行はれて居た事は、
前引玄應音義の文面からも窺ひ得るが尙その著
しい例として永寧寺の塔を擧げる事が出来る。
即ち洛陽伽藍記に

刹上有金寶瓶容二十五石

とある如く、本塔婆に於いては相輪上の寶瓶中
に舍利を安置してゐたのである。(一〇頁)

と藤原氏が日本初期の佛塔に於いて、相輪に舍利を
安置することが、行はれたと説かれたのを、反駁さ
れた後に、西域及び支那には既にしてその事實が見
られると主張されたのであつた。而して更に同氏は
「しかし乍ら古代支那塔婆に於ける舍利は、必しも
相輪中のみ安置されて居たとは限らない」と述べ

られ、塔下に安置したことを示す二、三の例を引用
されたのである。

然し足立氏が「しかし乍ら古代支那塔婆に於ける
舍利は必しも相輪中のみ安置されて居たとは限ら
ない」と説かれた所からは、相輪中と塔下との二つ
の位置を、同じ程度に認めると云ふよりは、むしろ
相輪中に安置することの方を、より強く認められ、
主張されて居られるかに了解される。

私としては前述の如く、六朝時代一般の慣習とし
て、木塔も磚塔も殆ど全ての場合、塔下の地中に舍
利を安置したものと考へるのであるから、かくの如
き足立氏の主張は、私の考察に重要な關係を有つも
のであると、云はねばならない。

故にかゝる主張が既に見られる以上、是非とも、
果して六朝時代に於いて、相輪中に舍利を安置した
と云ふ事實があつたか、もしあつたなら、塔下に安
置すること、何れが多く行はれたか等と云ふ點を吟

味しなければならぬのである。然るに私の見た所では、かゝる事實を示す資料は、全く見當らないのであつた。

故にこれから、足立氏がその最も著しい例として挙げられた、永寧寺塔に關する『洛陽伽藍記』の記載に就いて、吟味して行かうと思ふのである。

足立氏が支那に於いて、相輪中に舍利を安置することが、行はれた事實を強く認められ、主張されたのは、永寧寺塔の一例を以てされるのであつて、しかもその論據として引用されたのは「刹上有金寶瓶

容二十五石」と云ふ『洛陽伽藍記』中の一句に過ぎないのである。即ち足立氏は、この「刹上に金寶瓶有り二十五石を容る」と云ふのを「刹上に金寶瓶有り舍利二十五石を容る」と云ふ意味に解されたものと、了解されるのであるが、かく解釋された理由は、永寧寺塔自体に關する資料に、認められたのではないのである。即ち、印度に於ける雀離浮圖に、先づ

相輪中に舍利を安置した事實があると論ぜられ、次いで玄應音義の説によつて、支那にも同様のことがあつたであらうと推論され、その結果如上の『洛陽伽藍記』の記載を、矢張り同様の事實を示すものと類推し、論定されたのであつた。

故に足立氏が挙げられた『洛陽伽藍記』の記載が果して同氏が論定された如き意味に解釋すべきものであるか否かを吟味するには、前記の如き足立氏の論定の過程から、慎重に批判して行く必要がある。

足立氏は、前記の如く、この雀離浮圖に就いても、「更起二十五層金銅相輪、即以如來舍利一斛而置其中」と、『大唐西域記』の雀離浮圖に關する記載の一部を以て、論據とされたのであつた。なる程、同氏が抄出された記載のみを以てすれば、舍利は二十五層の相輪中に置かれてあつたとしか解釋出來ない。しかし此處に見逃がせないのは、足立氏が抄出して論據とされたのは『大唐西域記』の雀離浮

圖に關する相當長い記載の、最後の一行にすぎないことである。即ち「更に二十五層の金銅相輪を起つ」と云ふのは、雀離浮圖全體に就いての記載の最後の部分なのである。故に「即ち如來の舍利一斛を以て其中に置く」とある。「其中」は必ずしも相輪を意味するとばかりは、遽かに定め難い。

「置其中」を相輪中を意味すると考へる何等かの理由が、足立氏によつて説かれて居るなら格別、何等の理由もなく、所要の部分のみを抄出して、論據とされて居られるのであるから、果して然るか否かを検討する必要があらう。

試みに、『大唐西域記』中の他の塔に就いて、舍利の所在を記した所を見ると、左に列擧する如くその多くが、塔に就いて述べた後に、漠然と、其中に舍利有り」と記すが常となつて居る。

伽藍北有_二窣堵波_一。高二百餘尺。金剛涅槃塗衆寶厠飾。中有_二舍利_一。時燭_二靈光_一。卷一 縛喝國

六朝時代の佛塔に於ける佛舍利の安置に就いて

其王于_レ是更修_二伽藍_一。建_二窣堵波_一。候_二望雲氣_一。于_レ今不_レ絕。聞_二諸先志_一。曰窣堵波中有_二如來骨肉舍利_一可_二一升餘_一。卷一 迦畢試國

伽藍西南。有_二舊王妃伽藍_一。中有_二金銅窣堵波_一。高百餘尺。聞_二諸土俗_一曰窣堵波中有_二佛舍利_一升餘。卷一 迦畢試國

無憂王即磐石上起_二窣堵波_一。高百餘尺。今人謂_二之象堅窣堵波_一也。亦云、中有_二如來舍利_一可_二一升餘_一。卷一 迦畢試國

其窣堵波中有_二佛牙_一。卷三 觀貨羅國

石窣堵波。高二百餘尺。無憂王所_レ建。… 印度記曰。窣堵波中有_二多舍利_一。卷四 摩揭陀國

以上がその主な例であるが、何れも「中に舍利有り」と云ふ形式で記されて居る。この「中有舍利」

と云ふのが、塔の中と云ふ、漠然たる意味であるのは勿論である。之を以て見ても、雀離浮圖の場合に「即以_二如來舍利一斛_一而置_二其中_一」とあるのを、全體

の記載を考慮せず、直ちに相輪のことだとするのが危険であることが判るであらう。故に私は、雀離浮圖に關する『大唐西域記』の記載の大部分を、左に記して考察を加へようと思ふのである。

釋迦如來於此樹（卑鉢羅樹）下。南面而坐。

告阿難曰。我去世後當四百年。有王命世

號迦膩色迦。此南不遠起窣堵波。吾身所有

骨肉舍利多集此中。卑鉢羅樹南有窣堵波。迦

膩色迦王之所建也。迦膩色迦王以如來涅槃之

後第四百年。君臨膺運統臚部洲。不信罪福

輕毀佛法。耽遊草澤。遇見白兔。王親奔逐

至此忽滅。見有牧牛小豎於林樹間作小窣

堵波。其高三尺。王曰汝何所爲。牧豎對曰。

昔釋迦佛。聖智懸記。當有國王於此勝地

建窣堵波。吾身舍利多聚其內。大王聖德宿殖。

名符昔記。神功勝福。充屬斯辰。故我今者

先相警發。說此語已。忽然不現。王聞是說

喜慶增懷。自負其名大聖先記。因發正信。

深敬佛法。周小窣堵波處。建石窣堵波。欲

以功力彌覆其上。隨其數量。恒出三尺。若

是增高踰四百尺。基址所峙周一里半。層基

五級。高一百五十尺。方乃得覆小窣堵波。王

因喜慶。復於其上更起二十五層金銅相輪。

即以如來舍利一斛而置其中。式修供養。

これを通讀して先づ考へねばならないことは、『大

唐西域記』の著者が、何を雀離浮圖に就いて書かう

として居るかと云ふ點である。最初には、釋迦が將

來、迦膩色迦王と云ふものが雀離浮圖を作り、その

中に佛舍利の多くが集るであらうと、阿難に豫言し

たことが述べられてある。次に迦膩色迦王に對し、

昔、釋迦が此の地に塔を造立する王が出て、佛舍利

の多くが、その塔に集ると豫言したよしを告げる牧

童の奇蹟が記されてある。その後、愈々迦膩色迦

王が發心して雀離浮圖を造立し如來の舍利一斛をそ

の塔に安置するに至つたと記して居る。

つまり『大唐西域記』の著者が、この中に述べようとしてゐる主旨は、雀離浮圖の造立も、その中の舍利も、全て釋迦在世當時に豫言されてゐたものであると云ふ、雀離浮圖及びその舍利の縁起なのである。塔造立と共に、佛舎利の多くが、其處に集まるであらうと云ふ、釋迦の豫言が、二度繰返へされて居るが、愈々雀離浮圖が造立される段にも、同様に造立の次第と佛舎利のことが、三度び併記されて居るのは、それが縁起物語りであるからに他ならない。

即ち最後に「即以_二如來舍利一斛_一而置_二其中_一」とある「其中」は、釋迦の豫言として記された「吾身所_レ有骨肉舍利多集_二此中_一」と云ふ「此中」及び、牧童が迦膩色迦王に告げた言中の「吾身舍利多聚_二其内_一」とある「其内」に照應するもので、雀離浮圖全體を指すものであらうことは、全文を通讀して、その縁起物語りとしての性質を了解すれば、容易に了解し

得ることであらう。

然るに、愈々迦膩色迦王が、雀離浮圖を造立する段の記載に於いては、牧童の小塔と高さを競ふ奇蹟を述べ、やつと小塔を凌駕するに至つたので、造立の最後の過程として相輪を立てたと記したため、相輪の記載と、舍利安置の記載とが期せずして、連続してしまつたのである。そのために足立氏の如く、「更起_二二十五層金銅相輪_一即以_二如來舍利一斛_一而置_二其中_一」と任意に、相輪の記載から以下を抄出すれば、「置_二其中_一」と云ふのは、恰も相輪を指すことより、他の意味がないかの如くに、解釋される結果を生じてしまつたのである。

以上の考察によつて、「置_二其中_一」と云ふのが、足立氏の所説の如く、相輪のみを指すのでなく、前に記した、同書の他の塔に就いての記載の如く、矢張り漠然と、雀離浮圖全體を指したものと解釋する方がより妥當であることが明かとなつたであらう。

この私の考案は意外にも、唐代に於いて、その支持者を見出すのである。私の知る所で、この雀離浮圖に就いて、僧侶が記したものは『大唐西域記』以外に二種ある。一つは垂拱四年(686)釋彦棕の著に成る『大唐大慈恩寺三藏法師傳』であるが、その雀離浮圖に就いての記載は、全く『大唐西域記』に依つて、更に要約を加へたものに過ぎない。他の一つは、道宣の『續高僧傳』に收められた、玄奘傳であるが、この方は『大唐西域記』や『洛陽伽藍記』等により、然も單なる要約ではなく、その中に道宣自身の見解が見られるのである。即ち玄奘傳には雀離浮圖に就いて左の如く記してゐる。

城東有_二迦膩王大塔_一。基周里半。佛骨舍利。斛_レ在中。擧高五百餘尺。相輪上下二十五重。天火三災。今正營構。卽世中所_レ謂雀離浮圖是也。

元魏靈太后胡氏。奉信情深。遣_二沙門道生等_一齋_二大幡長七百餘尺_一。往_レ彼掛。脚纒及_レ地卽斯塔

也。亦不_レ測_二雀離名生所_一由。

この記載に於いて、舍利に關する部分を見ると、舍利の量相輪の層數、等『大唐西域記』の記載と同じであり乍ら『大唐西域記』では最後に舍利安置のことを記したのに反し、相輪及び高さの記載よりも、前に舍利について述べて居る。即ち、これによれば明かに舍利は雀離浮圖全體の何れかに安置されたものと、されて居るのであつて、決して相輪のみ、その位置が限られては居ない。此處に私は、『大唐西域記』中の雀離浮圖の舍利に就いての記載に對する、道宣自身の解釋が現はれて居ると思ふのである。

『大唐西域記』が出來上つたのは貞觀二十年(646)であり、『續高僧傳』を玄奘が没した麟德元年(664)から、道宣が没した乾封二年(667)に至る三年の間に、著作されたものとすれば、一番長く見ても、兩書の著作年代の隔たりは二十一年に過ぎない。然も道宣も、玄奘も共に當時第一流の高僧として互ひに

交渉があつた事實が見られるのであるから、この雀離浮圖の舍利に就いての、『大唐西域記』の記載に對し、道宣が示した解釋は、『大唐西域記』述作當時に於ける、第一流の學僧の解釋を示すものであるとして、差支へないであらう。つまり私の考案を有力に支持するものとして、道宣の解釋を引いたのは、かかる理由に依つたのである。

さて以上の考察に於いて、私は雀離浮圖に就いての『大唐西域記』の記載はその舍利が相輪中に在ると限定したのではなく、漠然とその中に在ると記したものであることを論述したのであつた。即ち足立氏が相輪の記載と舍利安置の記載とが、連続した部分のみを抄出して舉例し、以て舍利安置が相輪に限定されて居るかに論定されたことには、賛成し難いのである。換言すれば印度に於いて相輪中に舍利を安置することが、在つたとしても、少くとも『大唐西域記』の雀離浮圖に關する記載はその適例とし

て見る事が出来ないのである。

更に足立氏は前記の如く、玄應音義の説を引用され「以彼西國塔竿頭安舍利故也」とあることから「支那に於いても同様の事が行はれて居た事は、前引玄應音義の文面からも窺ひ得るが」と述べられて居る。しかしこの玄應の説は、語義として爲されたもので、それに註釋として、彼の知識に在る西域の風習を付記したものに過ぎない。つまり玄應の説は普通一般の註釋、又は辭書の記載、説明と何等選ぶ所がなく、全く同性質のものとなふべきである。誰しも註釋や辭書の記載に、外國の風習等が記されてあるからと云つて、その當時その國に於いても同様のことが行はれて居たとは、決して考へないであらう。それと同じ理由で私は玄應が西域の風習を、その註釋に記したからと云ふことのみで、支那にも同様の風習が行はれて居たとは考へられないのである。

つまり私は常識的にも、論理的にも足立氏の論旨

に賛成することは出来ないのである。然し一言斷つて置かねばならないのは、私は決して玄應が記した西域の風習を否定しようと言ふのではなく、反つて相輪上に舍利を安置することが、印度に於いても行はれた痕跡^(註)を認め、且つそれと略同じことが唐代に、支那に未だ見られなかつた西域の新様式として實行された事實を認めて居るのである。

さて以上の考察で、私は足立氏の論證の過程を批判し、雀離浮圖及び玄應音義の二つの資料からでは、支那に於いて相輪中に舍利を安置することが行はれたと、推論することが不可能であることを、明かにしたのであつた。故に以上の如き推論から『洛陽伽藍記』の記載を類推して、刹上の寶瓶に舍利を安置したものと解釋された、足立氏の立論の根據は、私が考察した限りでは、成立し得ないと云ふの他はない。

しかし、「刹上有金寶瓶。容二十五石。」と云ふ洛

陽伽藍記』の記載は、足立氏が最も著しい例として引用されたのであるから、他の方面からの類推を加へない場合、この記載のみを單獨に見れば、如何なる解釋が妥當であるかを念のため吟味して見ようと思ふ。

私はこの記載は、文字通りに、刹上には容量二十五石の大いさの金寶瓶がある、と解釋すべきであると思ふ。元來支那に於いて、鼎、壺、または鑪などの容器の大いさを示す場合、その容量重さを以てするのは、古く前漢以來の慣例であつて、今更金石書を繙くまでもなく、周知の事實であるが、試みに卑近な例を『金索』に求めるならば、先づ漢高廟鼎の器銘に

都倉 定陶廟。容^二一斗^一并重九斤二兩。

とあり、同じく上林銅鼎銘に

汾陰供宮銅鼎一。容^二一斗^一重十斤。

などゝある。又、漢綏和黄塗壺の銘にも

綏和元年供王昌爲湯官造。卅鍊銅黃塗壺。

容二斗二重十二斤。

などゝあつて、この種の例は、殆んど枚擧に追がな
い程である。

故にこの一事を以ても「金寶瓶容二十五石」と
あるのは、寶瓶の大いさ容量を示すものに過ぎない
ことが、明かとなるのであるが、更にそれに續く記
載を見れば、益々然ることが明かとなるであらう。

刹上有金寶瓶容二十五石。寶瓶下有承露金
盤三十重。周匝皆垂金鐸。復有鐵鎖四道引

刹向浮圖四角。鎖上亦有金鐸。鐸大小如一石。
甕子。

即ち相輪より塔の屋蓋の四隅に向つて鐵鎖が張ら
れ、その鐵鎖には金鐸が垂下されて居、その大いさは
一石の甕子の如くであると言ふのである。これも
亦、一石容れの甕と同じ程の大いさであると、大い
さを容量で現はして居ることは寶瓶に於ける場合の

六朝時代の佛塔に於ける佛舍利の安置に就いて

表現と、全く軌を一にして居るものと云はねばな
らぬ。

かくの如く『洛陽伽藍記』のこの部分に於いて、
著者楊銜之は同一表現法を二度繰返して寶瓶及び金
鐸の大いさを述べて居るのであるから、「金寶瓶容
二十五石」とあることに就いて、注意する場合には
必ず「鐸大小如一石甕子」とある所をも、照應して
考慮しなければならぬのである。故に只單にこの
一句を引離し、そのみによつて立論されるのは危
險であるとしなければなるまい。

さて以上の考察によつて「刹上有金寶瓶。容二
十五石」とあるのを、寶瓶中に舍利を安置したと解
することの誤りである所以が明かとなつたと思ふ
が、更に注意を要するのは、この寶瓶に就いての他
の記載である。『洛陽伽藍記』によれば、この寶瓶は
孝昌二年(562)に至つて、大風のため吹き落とされ
てしまつたのであるが、同書にはこの事を左の如く

記してある。

至孝昌二年中。大風發屋拔樹。刹上寶瓶隨風而落。入地丈餘。復命工匠。更著新瓶。

即ち寶瓶は地に落ちて、破損し爲めに新瓶を作るに至つたのである。もし、この寶瓶中に舍利が二十五石も安置せられてあつたなら、舍利に何らかの變化があつたに違ひない。由來佛舍利安置は造塔の大眼目の一つであるから、『洛陽伽藍記』の記載も當然それに及ぶべきである。然るに、單に新瓶に改めることを記すのみであることは、其中に佛舍利が安置されて居なかつたことを示す消極的な證據と云ふ事も出来はしまいか。

更に不合理なことは、舍利の量に就いての問題である。單に「金寶瓶二十五石を容る」とのみある記載を、寶瓶に舍利を容れたことを示すものとされた事からは、舍利が二十五石入つて居ると、解釋されたことより他には考へられない。果してこの私の了解

に誤りが無かつたなら、二十五石と云ふ舍利の量は普通經典の説く所とは餘りにも懸隔がある。佛舍利の總量に就いては、唐の惠詔の撰に成る『成唯識論了義燈』に「八石四斗」とあり、同じく唐の義淨の『根本說一切有部毘奈耶雜事』には「一石六斗」等とあつて、決して一定したものではないが何れにせよ十石にも足りないのである。しかしして前記の雀離浮圖の如く、「吾身有する所の骨肉舍利多く此中に集らん」と云ふ、西域第一の大塔に於いても、安置された舍利の量は、僅か一石と記されて居るに過ぎないのであつて、多くの場合一粒二粒を云々して居る六朝時代に於いて、假令如何に誇張しても、二十五石の舍利を安置したと記す筈は無いと思はれるのである。

以上に述べた如く、足立氏が擧げられた「金寶瓶容二十五石」と云ふ記載はもとより、同氏が觸れられなかつた、他の部分に就いて考察しても、私は遺憾乍ら同氏の主張に賛成すべき理由を見出し得な

つたのであつた。そして私は足立氏とは全く反對に、前に述べた如き、永寧寺塔と、慧達造立の三層塔との構造の一致を、此處に想起して見ようと思ふのである。この永寧寺九層の木塔が、深く地中に埋められた所謂地柱を有して居たことが、同塔燒失に關する『洛陽伽藍記』の記載によつて、端なくも窺はれたことは、前にも記した如くであつた。一方、慧達造立の三層塔に於いても、梁代の發掘に當り、地下九尺から心柱の礎石が出土したことによつて、矢張りこの塔が地中深く埋められた掘立式の心柱を有して居たことが判明し、それと『續高僧傳』菩提流支傳の記載とによつて、永寧寺塔の「地柱」が同じく心柱を指すものであることが明かとなるに至つたのである。

かくの如く、この二塔は同様の構造を、その心柱に有するのであるが、今、永寧寺塔に於いて相輪上の寶瓶には少くも、舍利が安置されて居ない事實が

明かとなつた上は、慧達三層塔に於ける如く、地中の礎石の又その下に、安置されてあつたと見るのが六朝時代一般の舍利安置の位置から見ても、最も妥當な考案と云ふべきであらう。

さて以上述べた所で、支那に於いて相輪上に舍利を安置することが、行はれたとする足立氏の説に對する私の批判は略々了へたのである。

即ち私は先づ同氏が『洛陽伽藍記』中の永寧寺塔に關する記載を、かゝる舍利安置の適例と類推するに到つた推論の過程から批判して、同氏の擧示された資料に關する限りでは、かゝる類推は成立不可能であることを立證し、更に『洛陽伽藍記』の記載を單獨に考察して、それが決して相輪中に舍利を安置したことを示すものでない事を明かにし、地中に舍利を安置したことの明かな他の木塔と、永寧寺塔の構造が同様であつたことから、反つてその舍利は地下に安置されたものと、推定する方がより妥當であ

る旨を述べたのである。

故に印度又は西域のことは暫く措き、支那六朝時代に關する限りでは、他に明かなる證據の出でざる限り、今日知られたる資料による考察では、舍利を相輪上に安置することは行はれず、既に論じた如く木塔、磚塔の別なく全て地中に安置せられたものと私は考へるのである。

13 『洛陽伽藍記』卷一。

14 『洛陽伽藍記』の永寧寺塔に關する部分、及び其他を見てもこの塔の相輪上に舍利を安置したことを直接に示す記載は見當らない。故に足立氏がこの記載を舍利安置に關するものとされたのは、永寧寺塔自體に關する資料に依られたのではないと、私考する次第である。

15 之等の漠然たる記載以外に舍利の所在を明かに記したものが二三見られる。その一つは第一卷迦畢試國の條に見られるもの、

往伽藍登窣堵波。至誠所感其石覆鉢自開。安置舍利。

とある。この覆鉢と云ふのは塔身全體を指すものと考へられる。卒堵波に登ると云ふのは、基壇に登つた意味であら

う。又、第十二卷罽薩且那國の條には、

王城西五六里。有波摩若僧伽藍。中有窣堵波高百餘尺。……頃之王感獲舍利數百粒。甚慶悅。緣自念曰。舍利來應何其晚歟。早得置之窣堵波下。豈非勝迹。尋伽藍具曰。沙門羅漢曰。王無憂也。今爲置之。宣以金銀銅鐵大石等。以次周盛。主命匠人。不日功畢。載諸寶輿。送至伽藍。是時也。王宮導從庶僚凡百。親送舍利者。動以萬計。羅漢乃以右手舉窣堵波。置諸掌中。謂王曰。可藏下也。遂坎地安之。其功斯畢。于是下窣堵波。

とある。この記載等は唐代の印度の、古塔に於ける舍利の莊嚴、及び安置の位置に就いて知られて居た所を示す、好箇の資料と云ふべきであらう。

16 『宋高僧傳』卷十四道宣傳によれば、左の如く玄奘と交渉のあつたことを記して居る。

及西明寺初就。詔宣充上座。三藏法師至止。詔與翻譯。相輪若くは伏鉢等、佛塔の上部に舍利を安置する形式が、非常に古くから行はれたものでないことは、足立氏も述べられて居るが、經文等を見るとかゝる安置法と關係があると思はれる記載がある。吳の支謙の譯とされて居る『撰集百緣經』に

以摩尼寶珠。蓋其塔頭。

と見え、隋の闍那彌多の譯になる『佛本行集經』に
寶蓋佛涅槃後。比丘得異寶。安置佛塔承露盤上。寶光
照塔上。

等とあるが、更に『大唐西域記』卷十一僧伽羅國の條には
王宮側有佛牙精舍。高數百尺。鑿以珠珍飾之奇寶。
精舍上建表柱。置鉢曇摩羅伽大寶。寶光赫奕。聯暉照
曜。晝夜遠望。爛若明星。

とあり、『續高僧傳』卷四支婁傳には同じことを

南大海中有僧伽羅國。謂執師子也。相去約二萬餘里。
每夜南望。見彼國中佛牙塔上寶珠。光明騰焰。暉赫見
於天際。

とあつて、經文に見えることゝ、略同様のことが實際に行
はれて居たことを記して居る。之等は皆佛舍利を塔上に安
置したと云ふのではないが、摩尼寶珠等は佛舍利と密接な
關係があると、説かれて居るのを見ても、かゝる記載と佛
舍利を塔上に安置する風習とは、關係があると云へやう。
更に『大慈恩寺三藏法師傳』卷七には永徽三年(652)玄奘
が、西域から將來した經像を藏するために、連塔を築いた
事を左の如く記して居る。

其塔基面各一百四十尺。倣西域制度。不循比舊式也。
塔有五級。并相輪露盤凡高一百八十尺。層層中心皆有
舍利。或一千二千凡一萬餘粒。

六朝時代の佛塔に於ける佛舍利の安置に就いて

即ち支那在來の佛塔様式とは全く異ふ、新たに西域から傳
へた様式によつて造立したのであるが、特に各層毎に舍利
を安置した旨を記して居るのは、かゝる安置法が矢張り在
來の塔には、見られなかつたことであることを、示すもの
と考へられる。つまりこの新しい舍利安置法に於いては、
塔の最上層にも安置されるのであつて、或は相輪中にも安
置されたのではないかと、想像される。

因みに現存の大慈恩寺大雁塔は、『大慈恩寺三藏法師傳』の
記載と比較すると、高きに於いて十四尺低く、上層の構造
にも相違が見られると、足立喜六氏はその『長安史蹟の研
究』(二〇四頁)に注意されて居られる。

四 舍利の莊嚴——容器

最初に述べた如く、私は六朝時代の舍利安置の具
體的事實を考察する方法として、安置の位置及び莊
嚴即ち容器の二方面から見ることゝしたのであつた
が、位置に就いては既に述べ來つた所で、その觀察を
略了へたのであつた。故に更に進んで莊嚴について
見ようとするのであるが、この場合も例によつて仁

壽舍利塔關係の資料から先きに見て行くと、この點に關する多くの記載の中で、左に記す如き舍利感應記の記載は、その代表的なものと云ふことが出来る。

皇帝於_レ是以_二七寶箱_一奉_二三十舍利_一。自_レ内而出置_二於御座之案_一。與_二諸沙門_一燒香禮拜。願_二弟子常以_二正法_一護_二持三寶_一。救_二度一切衆生_一。乃_レ取_二金瓶_一。瑠璃各_{三十一}。以_二瑠璃_一盛_二金瓶_一。置_二舍利於其内_一。薰陸香爲_レ泥塗_二其蓋_一而印_レ之。三十州同刻_二十月十五日正午_一。入_二於銅函石函_一。一時起塔。

この記載に依れば、舍利は先づ金瓶に納められ、次に瑠璃瓶に容れ、香泥を以てその蓋を封じ、更に銅函、石函に入れ、然る後に塔基に安置すると云ふのである。而して之等の莊嚴の次第は、造立後諸州から提出された感應表の記載により、一々それが實際に行はれたことを確か得られるのであるが、それらを照應して見ることは、煩に堪へないから、此處には最も明確な而も手早い方法として、仁壽舍利塔

を唐代に發掘した記録に就いて述べることゝしたい。その記録と云ふのは、「憫忠寺重藏舍利記」である。

この碑に就いては拙稿「仁壽舍利塔の様式に就いて」に於いても、少しく述べたのであつたが、此處には、更に詳しくその建碑の由來を記す必要がある。この碑は仁壽二年(802)幽州弘業寺に、造立された舍利塔が、唐文宗の大和八年(834)に至つて、雷火によつて焼けたので、宣宗の初年(846)に、その基下から憫忠寺の多寶塔の下に、その舍利を移した所、その多寶塔が、更に四十三年を経て火災に罹つたので、再びその舍利を、同寺の觀音閣内に移すことになつた、次第を述べたものなのである。而して、その中には多寶塔下から掘出して、一時宮中に移した際に明かにされた莊嚴の次第が、次の如く極めて詳細に記されて居るのである。

重藏舍利記

□街内殿講論兼應制大德沙門南敘述僧知常書
 茲舍利者。昔隋文帝潛龍日。有梵僧自印度
 至。授舍利一瓶。曰。此釋迦佛遺形耳。檀越可
 爲主。泊登寶位二年號開皇。至廿年改仁
 壽。至仁壽二年(605)壬戌正月。勅天下大州
 一百處。□舍利塔。時幽州節制竇抗。創造五
 層大水塔。飾以金碧。肩舍利於其下。至大唐
 文宗皇帝大和八年(834)甲寅。經二百卅三年。
 天火焚塔。邇後五六年門。武皇廼釋教。至
 宣宗初登寶位。歲在丙寅(846)勅修廢藍
 將輿畚得石函於故基下。遷藏於
 憫忠寺多寶塔下。復經卅載中和□年(890)歲
 在壬寅。又值火災延憫忠寺樓臺俱燼。
 當景福壬子年僉欲遷舍利於閣内。乃陳
 辭上瀆。請發封壤。上許之。卽是年六月徒
 侶雲萃。各竭其誠。塵燻醴露香盆。人手未淹。
 食頃俄逢巨函。縫印香泥。記鐫貞石。繇是

六朝時代の佛塔に於ける佛舎利の安置に就いて

撤其蓋。發其緘。舍利光芒異香郁裂。筆錄
 狀捧金函詣子東門。後還本寺顯
 示城隍道俗。□黃金瓶如麩麥量。内藏一粒仁
 壽舍利也。二粒在塔内。又二粒在小金合
 子内。又九十粒如銀粟狀。在琉璃餅内。玉環
 二髮七綜金銅棺柳異香釵訓等。今又有二粒舍
 利。光彩甚瑩。在銀結條琉璃餅内。卽故臨壇大
 德明鑿。平昔隨身供養。臨終授弟子捫忍。今
 同收函内。刊石記曰
 大燕城內 地東南隅 有憫忠寺 門臨康衢
 中有寶閣 橫雲藥虛 閣有巨象 觀音聖軀
 當象之前 緘于舍利 外石函封 内金函闕
 填以異香 雜以寶器 用記歲年 景福壬子
 葬舍利僧復嚴
 景福元年(891)十二月十八日記僧守因鐫
 卽ち先づ「巨函香泥を縫印し」とあることから、
 香泥を以て封じたのは、瑠璃瓶の蓋のみでなく石函

も亦香泥を用ひて封印したことが判明する。而して「状を録し、金函を捧して子東門に詣る」とある金函は、前に感應記に見えた銅函であることが、この碑の最後に「石函の封を外にし、金函の闕を内にす」とあることによつて明かであり、石函の中に銅函を重ねたことが證明された譯である。次に「黄金瓶は麩麥の量の如く、内に一粒の仁壽舍利を藏する也」とあることによつて、所謂金瓶が極めて小形なものであることを知り得る。又「二粒塔□」に在り、又二粒小金合子内に在り、又九十粒銀粟の状の如きもの琉璃餅内に在り」とあることから、朝廷から送られた一粒の舍利以外にも、多くの舍利が瑠璃瓶や金銅函の中に收められたことが窺はれる。

この憫忠寺多寶塔から觀音閣に遷すに當つても「今又二粒の舍利有り、……今同じく函内に收む」とあるやうに、新らたな舍利を加へて居るが、同様のことは蘇州に於ける仁壽舍利塔造立に就いて

の『續高僧傳』の記載にも見られる。

仁壽置_レ塔。勅召送_ニ於蘇州。舍利將_レ至井吼出_レ聲二日乃止。造_レ基掘_レ地得_ニ古磚函。内有_ニ銀合_一。獲_ニ舍利一粒。置_ニ水瓶内。施遶呈_レ祥。同藏_ニ大塔_一。

故に恐らく幽州に於いても、之等の記載と同様にし、朝廷から送られたもの以外の舍利が同時に收められたのであらう。

さて以上の考察によつて前に擧げた感應記の記載が事實であつたことを、明確に爲し得たのであるが、試みに其等の結果を要約すると次の如くである。

内部容器	金瓶、瑠璃瓶、銅函
最外部容器	石函

此處に注意すべきは「俄かに巨函に逢ふ、香泥を縫印し、貞石に記鏤す、是を繇し其蓋を撤す」と云ふ記載であつて、これは舍利塔銘を指したものと思

はれるのであるが、此事に就いては後節に詳論することゝして此處には觸れない。

さて仁壽舍利塔に於ける舍利莊嚴の次第は大體以上の如きものであるが、更に六朝時代の他の塔に於ける舍利の莊嚴に就いて、考察を加へるに當り、先づ最初に前出の『南史』扶南傳の記載を見ようと思ふ。慧達が掘つたと云ふ所謂阿育王塔址のそれは、後に述べることゝして、梁武帝が發掘せしめた慧達造立の三級木塔に於ける舍利の莊嚴に就いては「磔下に石函有り、函内に鐵壺有り、以て銀卍を盛る、卍内に金鏤の罌有り、三舍利を盛る。」とある。之を表示すれば次の如くである。

内部容器	金罌、銀卍、鐵壺
最外部容器	石函

又梁武帝が造立した博塔と推察される塔に於ける舍利の莊嚴に就いては、「各金罌を以てし、玉罌を次

六朝時代の佛塔に於ける佛舍利の安置に就いて

にし、舍利及び爪髮を重盛し、七寶塔内に内れ、又石函を以て寶塔を盛る」とある如く、金罌に舍利を納め、それを玉罌に入れ、更に七寶塔内に入れ、最後に石函を以て寶塔を盛つたのであつて、その次第は左表の如くなる。

内部容器	金罌、玉罌、七寶塔
最外部容器	石函

この舍利を寶塔に收めて、更に石函に容れると云ふ事は、仁壽舍利塔の一般には見られなかつたのであるが、仁壽二年本州定林寺に於ける造塔に當つて、同様のことが行はれたと『續高僧傳』に記されて居る。

仁壽中歲奉勅送舍利於本州定林寺。初停公館。卽放大光。掘基八尺。獲銅浮圖一枚。平頂圓基兩戶相對。制同神造。雕鏤駭人。乃用盛舍利。安瓶置内。恰得相容。

第二卷 四四五

この地中から銅塔を出した奇瑞は兎も角として、少くも隋代に於いてもかゝる方法が行はれたことを示すものと云へよう。

さて以上見て來た二塔の場合を、仁壽舍利塔のそれと比較すると、先づ内部容器に就いては、金瓶と金甕、瑠璃瓶と銀卮又は玉甕、銅函と鐵壺又は七寶塔等と云ふ細部の手法に異同が見られる。次に最外部容器に就いて見ると、三者何れも石函を用ゐて居ることに於いて一致して居る。つまり最外部容器に關しては、木塔である仁壽舍利塔、慧達三級塔の二塔と、磚塔と推察される梁武帝の塔とは全く一致して居るのであつて、後に述べる如く此點は最も重要なことであるから更に多くの例に依つて見る必要がある。

先きにも記したやうに仁壽舍利塔造立に際して、屢々古塔址が發掘され、舍利の發見が感應表等によつて傳へられて居るが、その一つとして仁壽元年番

州靈鷲山寺に於ける造立に際しての發掘が『續高僧傳』に見られる。

仁壽置_レ塔。下_レ勅令_レ送_レ舍利於_レ番州。今所謂廣州靈鷲山果實寺寶塔是也。初至_レ州治。巡_レ行處所。至_レ果實寺。便可_レ安_レ之。寺西對_レ水枕_レ山。荒榛之下。掘深六尺。獲_レ石函三枚。二函之内各有_レ銅函。盛_レ二銀像并_レ二銀仙。其一函內有_レ金銀瓶。大小相盛。中無_レ舍利。銘云宋元徽元年建塔。

とあるのがそれであるが、その史實はともかく、石函云々と云ふのが舍利を莊嚴したものであるのは明かであらう。又前出の蘇州虎丘山寺に於ける元年の造塔に當つても、「基を造り地を掘り古磚函を得、内に銀合有り、舍利一粒を獲たり」とあるのも見逃せない。之等の仁壽舍利塔に關したものの、他にも、舍利安置に就いて見た場合に述べた、古塔址から舍利が見出されたことの例は、皆最外部容器として石函

が用ゐられたことを示して居るのである。河東蒲坂の古塔について「掘りて佛骨を石函銀匣中に得たり」と『三寶感通錄』にあるのや、「舍利有り地に入ること丈餘、石函五重」と『道宣律師感通錄』に荊州長寧寺塔について記されて居る等がそれである。

之等の諸例は前述の如く、木塔とか、磚塔とかと云ふことの不明なもので、或はその史實さへも疑はしいものもあるやうに考へられる。然し一面から云へば、かくの如くその塔の建築材料等には關係なく、石函に盛られた舍利が出土する話が作られると云ふことは、木塔や磚塔の別なく最外部容器には、全て石函が用ゐられることになつて居たからであると考へられるのである。そして木塔であることの明かな慧達三級塔と、磚塔と推察される梁武帝造立の塔とに於いて、最外部容器が何れも石函であり、六朝時代造塔の典型を示すものと考へられる仁壽舍利塔に於いても石函であると云ふ事實に依つて、六朝時代

に於ける舍利の莊嚴は内部の容器に所謂七寶莊嚴を以てし、最外部は殆んど石函を用ゐたと、結論して差支へないと信ずる。

15 『廣弘明集』第十七卷所收、隋著作郎王邵「舍利感應記」。これは専ら仁壽元年第一回の舍利塔造立の際の舍利感應に就いて記したものである。

19 「入於銅函石函」と云ふ記載は、銅函又は石函の意味か、それとも銅函及び石函の意味か明瞭を缺くが、後に記す如く、憫忠寺重藏舍利記の記載によつて、後者の意味であることが明かとなるのである。

20 『金石萃編』卷百十八所載。

21 碑文によれば、この記録は會昌六年(846)幽州弘業寺塔下から發掘した際のものではない。景福元年(893)憫忠寺塔下から更に發掘した際の記録である。故に會昌六年憫忠寺に遷した際に、何等かの變化が加へられたであらうと疑ふことも出来るが、仁壽年間の文獻と合致するのであるから會昌六年には、少くも非常な變化は加へられなかつたと見るべきであらう。

22 『日下舊聞』卷十七城市八、南城下には「古金貞石志」所載の采師倫正書「憫忠寺重藏舍利記」を引いて居る。この碑は、會昌六年(846)仁壽舍利塔址から憫忠寺多寶塔下へ舍利を選した際のもので、それには、

六朝時代の佛塔に於ける佛舍利の安置に就いて

第二一卷

四四八

舍利本大隋仁壽四年甲子歲。幽州刺史陳國公竇抗。於智泉寺。掘木浮圖五級。安舍利于其下。即子城東門東百餘步。大衛之北面也。(下略)

と、木浮圖五級とある。又同書に引かれた『古金貞石志』の景福元年の「憫忠寺重藏舍利記」には金石萃編所載の同碑文に「五層大木塔」とあるのを、「五層大木塔」となつて居る。前に發表した拙稿「仁壽舍利塔の様式に就いて」に於いて私は、「五層大木塔」と云ふ『萃編』の記載は必ずや、木塔の誤りであらうと、述べたのであつたが、此處に之等の文獻に依り補足することを得たのである。

猶ほ之等の點に就いては、早稻田大學文學部福井康順教授の御高示に依つたのであつて、此處に改めて深い感謝を捧げる次第である。

23 『續高僧傳』卷二十六道高傳。

24 『同』卷二十六曇觀傳。

25 『同』卷十僧朗傳。

26 『同』卷二彦璋傳には

仁壽末歲又勅送舍利于復州方樂寺。今名龍蓋寺也。本基荒毀甬齊初立周廢。類鏡纔有餘址。……掘深七尺。又獲二德藏。銅銀諸合香泥宛然。但見清水滿合。其底蹤跡似有舍利。

とある。この記載等は恐らく信用すべきものであらうが、

傳藏と云ふのは虎丘山寺の德函と同じ意味と考へられる。果してさうであれば、最外部容器には石函を主に用ゐ、磚をも用ふる場合があつたのである。

五 舍利塔銘の所在

六朝時代造塔に於ける舍利の莊嚴に就いては以上見て來た如くであるが、この莊嚴についての考察に關聯して、是非とも考へねばならないことに舍利塔銘の所在についての問題がある。前に「憫忠寺重藏舍利記」について述べた際「食頃俄逢巨函。縫印香泥。記鑄貞石。繇是撤其蓋。發其藏。」と云ふ記載があるのを、舍利塔銘に關するものであらうと、述べて置いたのであつたが、もし貞石に記鑄すとあるのを、舍利塔銘とすれば、前後の文意から見て、その位置は恐らく石函の上に置かれたものと、しなければなるまい。果して然りとすれば、舍利の安置と密接な關係を有つものとして、看過出來ぬことであり、單に仁壽舍利塔の場合のみに行はれたもので

あるか否かを明かにせねばならない。

私は先づ仁壽舍利塔關係の文獻及び、後世發見された、その碑銘等を中心として、仁壽舍利塔々銘の位置に就いて考察し、果して「記鑄貞石」とあるのを、塔銘とするのが、妥當であるか否かを明かにし、傍々六朝時代に於ける一般の塔銘に就いても、考察して行かうと思ふ。

先づ仁壽舍利塔關係の文獻から、碑銘に關する記載を見ると、『續高僧傳』卷二十六道生傳には仁壽二年楚州に於ける造立に當り、人語を解する鹿及び舍利安置の日に白鶴が飛旋した奇瑞を記し、

覆迄方逝。生觀_ニ斯瑞。與_ニ諸僚屬_ニ具表以聞。
并銘_ニ斯事。在_ニ于塔所。

とあり、鹿と鶴との奇瑞を感應表に記るし、同時に之等の事を、塔所に銘したと云ふのである。この白鶴飛旋の瑞祥は、舍利埋藏の日のことであるから、その事をも記したのは、當然埋藏の後であること、が

六朝時代の佛塔に於ける佛舍利の安置に就いて

明かである。又明馭傳には、濟州崇梵寺に於ける、造塔に際しての奇瑞を記した後に、

沙門五人生逢_ニ奇瑞。捨_レ戒爲_ニ奴。供_ニ養三寶。
因勒_ニ銘記。

とある。これは、「因つて銘記を勒す」とあるのを、舍利埋藏以後のことと斷定する、理由は見られないが、造立に際しての奇瑞を記した點では、前の楚州のものと同様であると云ふことが出來よう。

更に道密傳を見ると、

仁壽元年帝及后宮同感_ニ舍利。並放_ニ光明。砧礎
試_レ之宛然無_レ損。遂散_ニ於州郡。前後建_ニ塔百有
餘所。隨_レ有_ニ塔下皆圖_ニ神尼。多有_ニ靈相。

と舍利塔造立の由來を記るし續いて

故其銘云。維年月菩薩戒佛弟子大隋皇帝暨敬
白。十方三世一切三寶弟子。蒙_ニ三寶福祐。爲_ニ
蒼生君父。思_レ與_ニ民庶_ニ共建_ニ菩提。今故分_ニ布
舍利諸州。供養。欲_レ使_ニ普修_ニ善業。同登_ニ妙果。

第二一卷

四四九

仍爲_二弟子法界幽顯三塗八難。懺悔行道。奉_三請十方常住三寶。願起_二慈悲。受_三弟子等請。降_二赴道場。證_三明弟子。爲_二諸衆生。發_三露懺悔。文多不_レ載。

と、銘文の大體を記載してある。これを讀んで見ると、文帝の舍利塔造立に就いての所願が、述べられてあるのであつて、百餘塔全部に共通にあてはまるものと云ふことが出来るであらう。

然るに、楚州及濟州のものは、箇々の塔の奇瑞を銘記するのであるから、その點が、この道密傳に記載された、銘記と相違して居ると云ふ事が出來よう。即ち、以上に見た三例に於いては、その銘記の内容から云つて、特殊性と一般性の相違が見出され得るのである。

そこで後世發見された、仁壽舍利塔關係の碑銘に就いて、考察して見よう。現在知られて居るものは、『金石萃編』、『同續編』、『山右石刻叢編』及『石索』

等に採録されて居る、五例を數へ得る。而してその中四箇は舍利塔下銘と刻まれてあり、一箇は舍利塔碑となつて居る。舍利塔下銘は青州岐州及び潞州、鄧州のものであるが、舍利塔碑は栖霞道場のものである。先づ舍利塔銘の銘記を左に並記して見よう。先づ青州の舍利塔下銘は次の如くである。

舍利塔下銘

維大隋仁壽元年。歲辛酉十月辛亥朔十五日乙丑。

皇帝普爲_二一切法界幽顯生靈。謹於_三青州逢山縣勝福寺。奉_二安舍利。敬_三造靈塔。願太祖武元皇帝元明皇后皇帝皇后皇太子諸皇子孫等并内外群官爰及_二民庶六道三塗人非人等。生生世世值佛聞_レ法永離_二苦空。同升_三妙果。

又岐州の舍利塔下銘は次の如くである。

維大隋仁壽元年歲次辛酉十月辛亥朔十五日乙丑。皇帝普爲_二一切法界幽顯生靈。謹於_三岐州岐山縣鳳泉寺。奉_二安舍利。敬_三造靈塔。願太祖武

元皇帝元明皇太后皇帝皇后皇太子諸王子孫等并
内外□官爰及民庶六道三塗人非人等。生生世
世值佛聞法。永離苦因。同□妙果。

舍利塔下銘

又潞州舍利塔下銘は次の如くである。

維大隋仁壽二季歲次壬戌四月戊申朔八日乙卯。
皇帝普爲一切法界幽顯生靈。謹於潞州壺關縣
梵境寺。奉安舍利。敬造靈塔。願太祖武元帝
元明皇太后皇帝皇后皇太子諸王子孫等并内外群
官爰及民庶六道三塗人非人等。生生世世值佛
聞法。永離苦因。因昇妙果。

次に鄧州の舍利塔下銘は左の如くである。

大隋皇帝舍利寶塔下銘

大覺湛然昭極空。有慈愍愍庶類。救護群生。雖
靈眞儀水同滅度。而遺形蔽體。尙興教迹。皇
帝歸依正法。紹隆三寶。恩與率土共崇。善
業。敬以舍利一分布諸州。精誠懇切。大聖柔

六朝時代の佛塔に於ける佛舍利の安置に就いて

祐。爰在宮殿興居之所。舍利應現。前後非一。
頂戴歡憶。仰彌深。以仁壽二年歲次壬戌四月
戊申朔八日乙卯。謹於鄧州大興國寺。奉安舍
利。崇建神塔。以此功德。願四方上下虛空法
界一切含識幽顯生靈俱免蓋纏。咸登妙果。

以上四箇の銘記の中、青州及び岐州のそれは元年
の際のものであり、潞州及び鄧州のそれは二年の時
のものである。而して青州岐州及び潞州の三箇は地
名の相違以外は、殆んど同文であるが、鄧州のそれ
は前三者よりも長文である。しかし何れも單に文帝
の所願のみを述べて居ることに於いては、彼の道密
傳中の銘文と同じであると云つてよいであらう。

然るに栖霞道場舍利塔碑は、舍利塔下銘が、單に
文帝の所願のみを述べて居るに反し、舍利塔造立の
由來から説き起し、栖霞寺に於ける種々の奇瑞、塔
中に安置した神尼智仙像のこと等に就いてまで詳細
に記るして居る。此處に全文を引用するには餘りに

長すぎるから、舍利感應の奇瑞を記した部分を、抄出して一斑を窺ふこととした。

栖霞道場舍利塔碑

(前略)以仁壽元季歲次辛酉。爰興睿想。乃發靈誥。分布舍利於八十州。剋十月十五日。同時造塔。詔旨以斯福地。乃命有司於此建塔。使星炳於天漢。靈宇構於巖阿。邦君與邑宰交馳。緇衣與黃冠競集。百工咸事。庶民子來。以九月二十日。規模置立之所。忽聞鐘鼓之聲。至十月十一日。將入金函。影若香爐。凌空而上。繞浮圖寶瓶。復起紫焰。皆作蓮華。還成佛像。到十四日夜。光出塔上。流照山頂。時如貝闕。乍似銀臺。かくの如くその内容は矢張り造塔の際の奇瑞を記したと云ふ楚州濟州の銘記と同様であり、舍利埋藏以後のものである點も同じであると云ふ事が出来る。つまり文獻によつて知り得た銘記の一般性と特殊

性の相違は、後世發見された碑銘の實際に就いても同じく看取されるのである。そこで問題は、元に戻つて、之等の所在位置は、それならば何處かと云ふ事になる。然るに楚州の銘記や、栖霞寺舍利塔碑の如く舍利埋藏後のものであることが明かなものは、絶対に舍利と共に地中に埋藏されることは有り得ない。翻つて栖霞道場舍利塔碑の形状を見ると、高七尺五寸廣三尺五寸、と云ふ普通の石碑の形状である。『續高僧傳』の智撥傳に、魏州開覺寺に於ける造立の後に

塔所樹碑。厚三尺半。

とあるのを見れば、栖霞道場舍利塔碑はこれと同様に、舍利塔造立の後に塔所に立てられたものと、するものが最も妥當であり、楚州や濟州に於いて、「斯事を銘して塔所に在り」と記され、又「因りて銘記を勒す」などと記された銘記も、造立後に立てられた、石碑を指すものと考へられるのである。

然らば、四箇の舍利塔下銘は如何にと云ふに、先づその形状を見ると、鄧州のものは圓形であり、岐州青州潞州の三箇は何れも、殆んど正方形に近い。之等の寸法を試みに表示すれば次の如くである。

青州(元年)	豎 三、四		横 三、五	
岐州(同)	一、三五	一、四五		
潞州(二年)	一、五三	一、五三		
鄧州(同)	二、四四(圓徑)			

この寸法表によつて瞭然たる如く、四箇の舍利塔銘は何れも、その形状から見て、決して普通の石碑の形態を備へて居ると云ふことは出来ない。鄧州のものゝ如く、圓形のものゝ普通の石碑の如く、直立させるに不適當であることは云ふまでもないが、他の三箇も殆んど正方形であるから、矢張り石碑として建てゝあつたと、考へるのは困難であらう。

故に之等の形状から見る時は、その位置を地上に

六朝時代の佛塔に於ける佛舍利の安置に就いて

求めるより、舍利と共に埋藏せられたものと考へ得る可能性が多いと云へよう。しかし、かゝる位置に塔銘を置いたと云ふ記載は、私の知る限り當時の如何なる文獻にも無く、後世になつて発見された舍利塔銘に就いての金石書の記載にも、その原所在については、何等記されて居ないのである。故に之等の舍利塔下銘が舍利と共に埋藏されてあつたと考へるには、換言すれば、憫忠寺重藏舍利記中の「記鏤貞石」を舍利塔銘とするには、仁壽舍利塔以外の塔に於いて、その塔銘を舍利と共に地中に埋藏することが行はれたか否かを調べ、其等の傍證によつて考究を行ふより方法がないのである。

そこで、その點に就いて調べた所、二三の例を見出すことが出来たのであつた。その一は、『三寶感通錄』に記載された著者道宣自身の經驗で次の如きものである。

余本住_ニ京師曲池日嚴寺_一。寺即隋煬帝所_レ造。昔

在_二晉蕃_一作_レ鎮_二淮海_一。京寺有_レ塔未_レ安_二舍利_一。乃發_二長干寺塔下_一。取_レ之入_レ京。埋_二於日嚴寺塔下_一。施_レ銘_二於上_一。……至_二武德七年_一 (582) 日嚴寺廢。僧徒散配。房宇官收。惟舍利塔無_二人守護_一。守墟屬_レ官。事須移徙。余師_二徒十人_一。配_二住崇義_一。乃發_二掘塔_一。得_二舍利三枚_一。白色光明。大如_二黍米_一。并爪一枚。小有_二黃色_一。并白髮十餘。有_二雜寶瑠璃古器等_一。總以_二大函_一盛_レ之。檢無_二螺髮_一。又疑_二爪黃而小如_レ人者_一。尋佛倍_二人爪_一。赤銅色。今則不_レ爾。乃將至_二崇義寺佛堂西南塔下_一。依_レ舊以_二大石函_一盛_レ之。本銘覆_レ上埋_二于地府_一。以上に見られるやうに、この崇義寺に道宣が移したと云ふ舍利は、前に舉例した梁武帝造立の塔に安置されてあつたもので、既に隋代に一度、日嚴寺に移されたものなのであつた。それを更に、道宣自身崇義寺に移したのであるが長干寺から日嚴寺に移す際に「乃ち長干寺塔下を發し之を取りて京に入り、

日嚴寺塔下に埋め銘を上に施す」とあるのを見れば、既に隋代から、この舍利塔銘は、舍利と共に埋藏せられて居たやうである。而して後に道宣が移すに當つても「乃ち將て崇義寺佛堂西南の塔下に至り、舊に依り大石函を以て之を盛り、本銘上に覆ひ地府に埋む」とある如く、從來の位置通りに、舍利塔銘を、舍利を納めた石函上に置いて埋めたのであつた。

以上記した所は、道宣が自身の經驗を手記した、最も信憑すべき資料であるが、同様の例は前に莊嚴について見た時舉げた、『續高僧傳』僧朗傳の記載からも看取される。前にも記した如く、これは番州果實寺に於いて、仁壽舍利塔を造立するために、古塔址を掘り、その中から出た石函に就いて述べたものであるが「其一函の内金銀瓶有り、大小相盛る、中に舍利無し、銘に云ふ宋元徽元年 (483) 塔を建つ」とある、銘の所在は必ずしも石函内とばかりは考へられずとも、その近くの地中であることは間違ひな

い。これと同様の例は、同じく『續高僧傳』明誕傳の襄州大興國寺に於ける仁壽舍利塔造立に就いての記載にも見られる。即ち造立に當つて、梁の上鳳林寺址を掘つた所、舍利を藏した琉璃瓶を得、更に次の如く石銘を得たことを記して居る。

寺之東院。鑿_レ地數尺。獲_レ琉璃瓶。內有_レ舍利八枚。衆散呈_レ祥。形質不_レ定。或現全碎。顯發神奇。卽與令_下送_上同處_二起_レ塔。又下穿掘。得_レ石銘。云大同三十六年已後開_レ仁壽之化。依檢_レ梁歷_レ有_レ號_二大同_一至今歲紀_レ髣髴符會。誕欣_レ感嘉瑞。乃表奏聞。

仁壽之化云々と云ふ銘文に就いては、感應表の性質から云つて、事實とのみは思へないが、古塔址から、舍利と共に石に刻んだ銘文を出す事實が、當時認められて居たことを、語るものと考へるのは、一向差支へないであらう。

以上に記した三つの例を以て、塔銘を舍利と共に

六朝時代の佛塔に於ける佛舎利の安置に就いて

に地中に埋藏することは、決して仁壽舍利塔の場合にのみ、觀察されるので無いことが明かとなり、しかもそれが少くも六朝後期から行はれて居たことも知る事が出来たのである。故にかくの如く明瞭な傍證を得た上は、たとへ當時の文獻に何等記載が無くとも、憫忠寺重藏舍利記に見られる、發掘の記録に恐らく石函上に置かれたものとして「記_レ鑄貞石」とあること、その形状から考へ得られる所とを以て、青州岐州鄧州及潞州の四箇の舍利塔下銘が舍利石函と共に地中に埋藏されてあつたものとするのを、最も妥當な考案とするであらう。而して、かくる塔銘の位置についての規定は見られないが、種々な行事が全て共通に劃一的に定められて居た所から見て、恐らく全國百有餘の仁壽舍利塔塔銘は、⁽⁹⁾全て地中に埋藏されてあつたものと考へられる。

かく地中に塔銘を藏する事實が判明して來ると、前に記した、晉僧慧達が異氣に感じて、石碑に覆は

れた、舍利石函を掘出したと云ふ傳説も、全く根據のないこととして、看過するわけには行かなくなつて来る。この傳説は梁代の編纂である『高僧傳』に、既に見られるのであるが、それを見ると、次の如くである。

夜見_レ剥下_一。時有_レ光出。乃告_レ人共掘。掘入丈許。得_三石碑_一。中央碑覆中有_一鐵函。函中有_二銀函_一。銀函裏金函。金函裏有_三舍利_一。又有_二爪甲及一髮_一。髮甲長數尺。卷則成_レ螺。光色炫耀。乃周敬王時阿育王起_二八萬四千塔_一。此其一也。

この「中央碑の覆ふ中に一鐵函有り」とある石碑を、今までに考察した所によつて、舍利塔銘としても何等差支へないであらう。梁代に於いて、地上に立てる碑と塔銘などを、どの程度まで區別して居たかと云ふことは、今日容易に知るを得ないことであるが、文字を刻んだ石と云ふ本質は、石碑も塔銘も、

全く變らないのである。かく考へればかゝる塔銘の位置は、恐らく六朝初期から行はれて居たと想像され得やう。

更に『三寶感通錄』によると、貞觀五年(631)岐州刺史張亮が、岐山の南に在る古塔址を勅許を得て發掘した記載が見られる。

唐初雜住未得出居。延火焚_レ之。一切都盡。二堂餘燼燹黑尙存。貞觀五年(631)岐州刺史張亮素有_二信向_一。來_レ寺禮拜但見_二古基_一。曾無_二上覆_一。奏勅望雲宮殿以蓋塔基。下_レ詔許_レ之。因構_レ塔。遂依開發。深_一丈餘。獲_二古碑_一。並周魏之所_レ樹也。文不足_レ觀。故不_二載錄_一。光相照燭。同_二諸舍利_一。既出_二舍利_一。通現。道俗無_二數千人_一一時同觀。

とあるのが、それであるが「深さ一丈餘にして二古碑を得たり、並に周魏の樹つる所也」とある、碑は丈餘の地中から出たのであるから、地上に立てら

れて在つたものが埋没したと見るより、舍利と共に埋藏されてあつたもの、即ち塔銘と見るのが妥當であらう。

慧達のそれは、傳説であるから、とり立て、問題とするまでもないが、此處に時代を異にする二つの塔銘を出したことは、少しく考へねばならない。しかし、之も改造に際して新らたなる塔銘が加へられたと見ればよいであらう。もしかくの如き考案が成立すれば、塔銘を地中に埋藏することは、少くも北魏以前から行はれて居たことが實證されたとしてもよいと思ふ。

次に考究を要するのは、慧達の傳説についての、『三寶感通錄』の記載である。道宣は『高僧傳』によつて、略々同様のことを述べながら、石碑と舍利鐵函の關係に就いて、次の如く見逃し難い敷衍を行つて居る。

獨見長干有異氣。便往禮拜而居焉。時於昏

六朝時代の佛城に於ける佛舍利の安置に就いて

夕。每夕光明。迂記其處。掘之入地丈許。得三石碑。長六尺。中央一碑。鑿開方孔。內有鐵銀金三函。相重。於金函內有三舍利。光明徹。乃爪甲一枚。又有二髮。申可數尺。施則成螺。光彩照曜。咸以爲育王之所藏也。

『高僧傳』では「中央碑の覆ふ中に一鐵函有り」とあつたのを、「中央の碑、方孔を鑿開す、内に鐵銀金の三函有り」と記したのは、如何なる理由に依るのであらうか。前述の如く、道宣自身、塔銘を埋藏した經驗を有して居るのであり、『高僧傳』の記載は不可解なものとして。故意にこじつけをしたものとは考へられない。然らば如何なる根據があつて、かかる敷衍を行つたのであらうか。これは甚だ興味ある問題であるが、この疑問を解くものとして私は『金石續編』に「王摩侯舍利塔記」と題して採録されて居る、舍利塔銘の形狀を注意したい。

大隋大業五年(606)歲次己巳正月己巳朔廿日。

京兆郡大興縣御肅鄉便子谷至相道場。建_二立佛舍利塔_一。弟子王摩侯供養。

と云ふ文章は立派な舍利塔銘であるが、此處に見逃せないのは、その形状で、『金石續編』の説明によれば縦_〇横_〇六寸。中孔方三寸。記_二刻左右及下方。左右各二行。行九字十一字不_レ等。下方三行。行二字三字不_レ等。

とある如く六寸平方の中央へ、三寸平方の孔を穿つたものである。

かくの如く、この舍利塔銘は、方孔を有すること、正方形であること、及び小形であることから見て少くも地上に立てられてあつたと考へることは出来な_い。矢張り、地中に埋藏せられてあつたものと、する方が妥當であらう。果して然らば、この中央の方孔は、如何なる用途を有するものであらうか。私はこの方孔こそ、舍利を納めた小函を藏したものであると考へるのである。即ち道宣が石碑の中央に方孔

を穿ち、その中に舍利鐵函が藏されて居たと記したのは、その裏面に、かゝる種類の舍利安置法が存在したことに依るのであらうと信ぜられる。

さて以上見て来た如く塔銘を舍利と共に地中に埋藏する方法には、單に舍利石函の上に置くものと、反對に舍利を塔銘の中に藏するものとの二種が、少くも六朝後期に行はれて居たと考へられる。

しかるに此處に一考を要するのは、栖霞道場舍利塔碑の如く、地上に立てられた石碑の性質である。

これらも亦、その塔の造立された由來や、その年月、造立者の名等を銘記したものであるから、その本質は塔銘と見て差支へないのである。只、異なるのはその位置と形状とに過ぎない。『高僧傳』^(註)や『續高僧傳』を見ると、僧侶が没すると、そのため墳塔が造立され、その近くに生前の德行を刻んだ石碑が立てられる例が、無數に見られるが、この石塔なども塔銘と見るべきで、仁壽舍利塔造立後に立てられた石

碑も、同様のものと云へる。

故にこの意味から云へば、仁壽舍利塔の或ものは二重の塔銘を有して居たのであり、塔銘の位置のみに就いて見れば、地上と地中と二種の位置を、六朝時代の塔に數へなければならぬのである。しかし、舍利安置に就いての考察に關する限りでは、地中のもののみが問題となるべきことは勿論である。

以上で塔銘の位置に就いての考察は略々了へたのであるが最後に注意したいのは、かゝる地中の塔銘を、木塔である仁壽舍利塔と、磚塔と思はれる梁武帝造立塔との、何れもが有して居ることで、つまり舍利安置の位置や莊嚴が矢張り木塔磚塔の何れも同様であつたこと、同じ結果を示してゐるのである。

77 仁壽舍利塔塔銘に就いては、佐々木功成氏「仁壽舍利塔考」(龍谷大學論叢、昭和三、十二、第二八三號)に詳細に記されて居るがその所在位置に就いては觸れて居られなかつた。

58 『金石萃編』卷四十には「青州舍利塔下銘」及「鄆州舍利塔

六朝時代の佛塔に於ける佛舍利の安置に就いて

下銘」があり、『金石續編』卷三には「岐州舍利塔下銘」(栖霞道場舍利塔碑)が採録されて居る。又「山右石刻叢編」卷三には「潞州舍利塔銘」が收められて居る。又『萃編』卷四十には『金石文字記』中の同州舍利塔銘(仁壽元年)を引いて居るが青州の銘文と同じであるから略した。

29 これらの銘文中、誤字略字の明かなものは適當に訂正した。拙稿「仁壽舍利塔の様式に就いて」第二節「舍利塔造立の概略とその特徴」参照。

31 『金石續編』卷三。

32 僧侶の爲めに墳塔を築いた例は枚擧に遑がない程、古來の僧傳に見られる。其等から墳塔を築き、塔銘を刻んだ碑を立てた例の主なものも擧げれば次の如きものがある。

弟子意不_レ欲_レ遺形影迹_レ雜_レ處_レ衆僧_レ墓中_レ。得_レ別_レ卜_レ餘地_レ是所_レ願也。方_レ應_レ樹_レ刹_レ表_レ奇。刻_レ石_レ銘_レ德_レ矣。即_レ爲_レ營_レ殯_レ於山南。立_レ碑_レ頌_レ德。『高僧傳』卷八法侃傳

即於_レ其處_レ起_レ塔_レ。樹_レ碑_レ于_レ右。『高僧傳』卷十二釋法進傳

佛_レ鉢_レ塔_レ於_レ終_レ南_レ龍_レ池_レ寺_レ之_レ西_レ。樹_レ銘_レ塔_レ所_レ。用_レ旌_レ厥_レ德。『續高僧傳』卷十靖玄傳

弟子欽_レ慕_レ德_レ範。收_レ骨_レ而_レ建_レ。於_レ終_レ南_レ之_レ壑。即_レ至_レ相_レ之前嶺也。刻_レ石_レ立_レ銘。樹_レ碑_レ于_レ塔_レ所。『續高僧傳』卷十一慧海傳

六 六朝時代に於ける舍利

安置の特徴

以上述べ來つた所で、六朝時代に於ける舍利安置の具體的事實に就いての考察は、略々了へたのである。試みにその結果を要約すると大體次の如くなる。

位置

塔の築造材料の如何に拘はらず、塔基中央の地中に塔身の構造とは連絡なく埋藏する。

莊嚴——容器

内部 金銀七寶の容器に盛り、その種類は必ずしも一定ではない。

外部 殆んど全て石函に收める。

塔銘 石函と共に埋藏する。

さて緒言に於いて述べた如くこの小論の目的の一

つとして以上の具體的事實に依り、果して如何なる點に六朝時代の舍利安置の特徴が存するか、もし特徴が有りとすれば、それは如何なる理由に基くものであるか、と云ふことを検討して行くこととする。

それには印度、西域の支那六朝時代以前に於ける舍利安置に就いて、可及的詳細な具體的事實と、それに伴ふ思想的背景とを知ることが第一の必要條件であらう。つまり我國の舍利安置を根本的に理解するためには、先づ支那のそれを知り、更に出來得べくんば朝鮮のそれをも知ることが必要であるのと、同一理由である。然るに此事たるや實に困難な問題で、實際は印度、西域等に於ける舍利安置の、六朝時代以前の實狀を詳細にすることは、殆んど不可能事と云つても過言では無いと思ふ。

印度に於いて從來發掘された古塔に就いての報告は、相當の數に上つて居るが、未だそれらの結果から、時間的且つ空間的に體系付けられた知識を得る

ことは困難である。例へば H. Wilson 氏⁽³⁸⁾によれば Punjab と Afghanistan とは隣接した地域であるに拘はらず、前者に屬する Manikyala の古塔では、恰も支那の塔の如く、スツーパーの内部に小室が重ねられて居るのに反し、Afghanistan に於ける多くのスツーパーは大塔の中に小塔を重ねて入れた如き構造になつて居ると云ふ。

之れは單なる考古學的事實の相違を述べたものに過ぎないが、少くとも六朝時代以前の印度に於ける舍利安置の様式は、決して一樣ではなかつたと云ふ事實の一端を示すものであり、かゝる相違が果して地方的のものか、それとも又時間的のものかと云ふことになると、問題は一層複雑になつて來る。そして更にかゝる多くの様式の中の、如何なるものが支那に傳へられたかと云ふことが問題になつて來ると、當然其處に西域の存左を看過することは許されない。六朝時代の初期に多くの西域僧が支那に來

た事實から見ても、かゝる問題には印度よりも西域の方がより直接な役割に在つたと考へねばならぬであらう。然るに西域のそれに至つては、私の知る限りでは未だ全く知られて居ないのである。かゝる状態であるから、彼我の具體的事實を嚴密詳細に比較するなど、云ふことは到底困難である。

故に此處に私が試みようとする企圖も、西域に關する資料は全く無く、印度のそれに關しては上述の如き不完全なる資料を以てするの他はないのであるが、幸ひに支那側の資料が比較的豊富な爲、それを考察することによつてある程度の結果は望み得られるのである。

先づ位置に就いて印度の古塔のそれを見ると、それが平面的に塔基の中央であることは、私の知る全ての例が一致して居る。然し多くは地平線よりも上方の塔身⁽³⁹⁾中に在つて、支那のその如く塔下の地中を更に一丈餘も深く掘り下げて埋藏してものは見當

らない。

次に舍利の莊嚴のうち内部の容器について見るに、所謂金銀七寶を以て舍利を莊嚴し、更に供養の雜寶をそれに加へると云ふことは、印度に於ける古塔に屢々見る⁽²⁵⁾ことであつて勿論細部には種々な相違が彼我の間に存するであらうが、それはこの場合問題ではない。つまり舍利の莊嚴供養と云ふ六朝の譯經にも傳へられて居る思想が、そのまゝ忠實に套襲されて居る事實を見ればよいのである。

然るに問題は石函を最外部の容器として用ふることと、塔銘を舍利と共に埋藏することとの二つであつて、この兩者は何れも印度には殆んど見られないのである。六朝時代に於いては殆んど全ての場合に舍利は石函に收めて埋藏され、舍利安置に石函を用ゐることは一つ概念となつて、古塔址から石函が出土する傳説が作られた程なのである。然るに印度に於ける考古學的發掘の多くは殆んど全て、圓筒形

容器或は壺類の發見を傳へて居て、支那のそれが例外なしに石函であることとは全く趣きを異にして居る。

又塔銘に就いても同様で、印度に於いては偶々舍利容器に直接に文字を刻んだものの例はあるが、支那のその如くに、造立の願文等を特別に石に刻んで、舍利と共に埋藏すると云ふことは矢張り見當らないのである。

以上の比較は前に記した如く、決して満足な條件を具へた資料に依るものと云ふことは出来ない。然しその結果、支那に於ける舍利安置の特徴として觀察し得た所を、當時の支那人が舍利安置に對して抱いた觀念とか、支那固有の風習等を參考として、考察した所、この不完全な比較の結果が誤つたものでない事を示す理由を見出すことが出来たのであつた。

即ち私は、舍利を塔下の地中深く埋藏すること、最外部容器として石函を用ゐること及び舍利塔銘を

石函と共に埋藏することの三つを、支那六朝時代に於ける舍利安置の特徴と考へたのであつた。然しこれは事實の表面的觀察による結果であつて、果してそれが支那人の創意に依るものであれば、其處に何らかの思想的根據が有り得べき筈であらう。そこで先づ考へねばならないのは、當時の支那人の舍利安置に對して抱いて居た觀念が、如何なるものであつたかと云ふ點である。

例に依つて仁壽舍利塔關係の資料を見ると、第一に左の如き舍利感應表の記載が注意される。

舍利將_レ入_レ函。大衆圍遶填噓。沙門高奉_レ寶瓶_レ巡示。四部人人拭目諦視共睹_レ光明。哀戀_レ號泣。聲響如_レ雷。天地爲_レ之變動。凡是安置處悉如_レ之。

即ち天下諸州、何れの造立にも舍利を石函に入れ、塔基の地中に埋藏するに當り、道俗悉く號泣して、哀み惜み、天地も爲めに、變動するばかりであつた

六朝時代の佛塔に於ける佛舍利の安置に就いて

と云ふのである。この總括的な記載に照應するものは、諸州の感應表にも見えて居る。しかし、もとよりその眞偽は問題でないのであつて、要はよし形式的にしても、かゝる記載を爲さしめるに至つた思想的根據は如何なるものであつたか、と云ふ點に在る。

今更、事新らしく云ふまでもなく、舍利は佛骨である。故に舍利を塔下に安置すると云ふことは、とりもなほさず佛骨を地中に埋めることに他ならない。それを惜しみ、悲しみ、號泣すると云ふのは、舍利安置を以て釋尊の遺骨の埋葬と考へたからに相違ない。即ち前記の感應表の記載は、當時の僧侶が、舍利安置をば極めて現實的に釋尊の遺骨の埋葬と考へて居た事を示して居るのである。

翻つて支那古來の埋葬法を見ると、貴人の遺骸は全て、棺槨中に納められて、地中に埋葬されるのであつて、この慣習が前漢以前から行はれて居ること

は、此處に更めて述べるまでもないことである。然るに『續高僧傳』卷十一法侃傳の、宣州に於ける仁壽舍利塔造立に關する記載を見ると、地中から石函を掘り出したることを記し、

又令掘倉光之處。果得石函恰同棺樣。不須繕造因藏舍利。

と偶然石棺の如き石函を得たので、そのまま舍利を安置する容器として用ゐた由を述べて居る。又、前述の如く『三寶感通錄』卷上には扶風岐山の古塔址を、唐貞觀五年(631)に發掘し、その舍利を龍朔二年(691)に再び新塔下に安置する記載があるが、それにも

爲舍利造金棺銀槨。數有九重。雕鏤窮奇。と、金棺銀槨に納めたと記してある。之等は舍利安置を佛骨の埋葬となし、引いてその容器を棺槨と見做した、最も適切な例と云ふことが出来るであらう。

舍利容器の最外部に石函を用ゐることは、前に論

證した如く、六朝初期から行はれて來たことであるから、この隋唐の二例は、古來からの舍利安置に對する支那人の考へを、偶々如實に物語つたものとして差支へあるまい。つまり六朝時代に於ける舍利の安置が、その最外部の容器として全て石函を用ゐ、それを直接地中に埋藏したのは、舍利安置を佛骨の埋葬と見る、支那人の舍利安置に對する觀念から生じたことで、つまり石函は支那古來からの棺槨の形式を、そのまま踏襲したものに他ならないと私は考へるのである。而して又塔下の地中深くそれを埋藏することも、同じ理由に起因して居るものと考へられる。

さてこのやうに、石函が棺槨に相當するものであるとすれば、塔銘を石函と共に埋藏することには、如何なる意味があるのであらうか。私はこの塔銘も亦、六朝時代に一般に行はれた、墓誌銘の形式をそのまま套襲したものと信じて疑はないのである。六

朝時代に於いて、墓誌銘が棺槨と共に埋藏されたことは、周知の事實であるが、注意すべきはその形状である。即ち今までに知られた墓誌銘の殆ど全ては、正方形に近い石に刻まれたものであつた。然るに前述の如く、仁壽舍利塔のそれも、王摩侯舍利塔銘も、多くは正方形に近い石に刻まれて居る。かくの如く、舍利塔銘は、甞にその位置ばかりでなく、形状までも墓誌銘のそれに従つて居るのである。

以上に述べた所の如く、舍利容器の最外部に石函を用ゐることゝそれを塔下の地中深く埋藏すること、及び塔銘を石函と共に埋藏することとの三つの特徴は、舍利の安置を現實的に佛骨の埋葬と考へることから、支那固有の埋葬の風習である棺槨と墓誌銘の形式とを、舍利安置法の中に取り入れたことに基づくものと、私は信するのである。

つまり私が數へた三つの特徴は、決して個々に無關係なものでは無く、全てに共通な思想的根據が認

め得られるのであつて、然もその具體的な方面は、支那古來の慣習を考慮して初めてその由つて來たる所以を明かになし得られるのである。故にかゝる證明が爲された上は、よし西域に於ける舍利安置の實狀が、殆ど不明であり、印度のそれとの比較が如何に不十分な條件の下に行はれたものであつても、石函を塔銘と共に塔下の地中深く埋藏することは、支那六朝時代に於ける舍利安置の特徴であるとするのが、最も妥當であると私は信する。

³³ Wilson, *Ariana Antiqua* pp. 39-40

³⁴ 八大靈塔の一二に附されて居る Nepal の Piprava に於ける古塔の舍利の位置は、塔基の中史で地平線から一呎六四の高さに居た。(Journal of the Royal Asiatic Society of Great Britain and Ireland, 1898, pp. 581. 参照) 又 Afghanistan に於ける百に近い古塔の發掘の結果も同様であり、前出 Wilson 氏の著書中に收められた Masson 氏の多數の断面圖に依つて最も明かにすることが出来る。

³⁵ 前記 Nepal の Piprava の例は既にしばしば紹介されて

居る故此處には述べないが、未だ紹介されて居なう二三の例を挙げれば、一八三〇年 Ventura 氏によつて發掘された Manikiyala の古塔は伴出貨幣によつて、その年代を紀元前後と推定されたのであるが、その中から眞鍮製筒筒状容器及び眞鍮と金の容器が重合つて見出された。(Ferguson; Tree and Serpent Worship, pp. 179 参照)

又一八三四から一八三七年に至る間に Masson 氏によつて發掘されたHiddaの第十號古塔は矢張り伴出貨幣から、その年代を四七四年から六九〇年に至る間のもものと推定されたのであるが、その中からは、銅製の大形な壺に納められた、寶石を象嵌した多くの銀製容器が見出された。(前出 Wilson 氏著書、百八頁参照) 又、之等の他、年代は不詳であるが、一八二〇年 Layard 氏によつて發掘された Ceylon 島西岸の Rangam Korle の古塔からは、石製の壺に收められた舍利を包装したと思はれる金片や寶石類を出土した。(Eastern Monachism pp. 219 参照) 上記の諸例以外にも、同様の例は非常に多数に見られる。

私の知る所で Pipawa の古塔からは可成り大形の石函が見出された。

After digging through 18 feet of solid brickwork set in clay, a huge slab of stone was disclosed,
On further excavation the slab was perceived to be

the cover of a massive sandstone coffin measuring
4' 4" x 2' 1" x 2' 2" (J. A. S. B. 1898, pp. 574)

とあるのが、それであるが、これは恐らく單なる區切りの意味で爲されたものであらう。

³⁷ 矢張り Pipawa にその例を見出す。

³⁸ この舍利感應表の記載に照應するものとしては、先づ安州の表文に

一時欲下舍利 . . . 人人悲感不能自勝

とあり、洛州の表文に

至三日臨下。舍利塔側桐樹枝葉低垂

とあり、陝州の表文に

四月八日午時欲下舍利。于時道俗悲號

などと云ふ記載がある。

七 結 語

私は以上述べた所に於いて、六朝時代に於ける舍利安置の特徴と、その由つて來る所以とを明かにしたのであつた。

惟ふに佛塔の様式は、支那に入つて非常な變化を見せたが、それは單なる建築様式の變化でしか

く、其處に深い思想的理由は見出されなかつた。然るに舍利安置に於いては、それに對する支那人の思想を、より強く表現するために、支那古來の慣習を取り入れた事實がまさしくと看取されるのである。

この事實が東洋文化史の大きな課題の一つである、支那文化と佛教文化との接觸、交渉を考へる場合に多少なりとも寄與し得たならば、私の最も本懐とする所である。(昭和九年二月末日)

附記一、私がこの小論中に庶幾した二つの目的の一つである、日本初期の舍利安置に參考とするために、六朝時代のそれを先づ明かにすることも、不十分ではあるが成し遂げたのであつた。これらの結果を以て、日本初期の舍利安置に臨む場合ですら、從來よりも、よりよき理解に達し得られるものは決して少くない。例へば從來全く我國に獨創のものとして一部の人に考へられて居る法隆寺及びそれと同様式の構造を心柱に有するもの舍利安置、又は容器の形状から特殊のものとして居た三島廢寺の例、及び心礎の舍利奉安孔の方形のものなど、皆六朝のそれを知つて始めて完全に理解されるものである。しかしそれらに就いては不目、更に稿を更めて大方の是正を乞ふこととする。

附記二、本稿を草してへてから、私は松本文三郎博士の「印度に於ける佛教以前の塔」と其後の塔」『夢殿』第十冊、一七十七頁、

六朝時代の佛塔に於ける佛舍利の安置に就いて

昭和八年十二月)及び逸見梅榮氏の「阿育王塔と迦膩色迦王塔」(同上、二十一三十四頁)中に於いて、主に印度の舍利安置に就いて、私が論述した所と關係のある點を見出した。

松本博士は佛教以後に於ける塔につき

然るに佛塔にあつては舍利は之を土中に埋めずして、平頭の中に收め(後世では卒の頂部に附する寶瓶の中に納るゝ)るのである。(七頁)

と述べられた後、永寧寺塔の寶瓶に及び、

何が爲め刹上寶瓶を置いたかに就いては是亦甚だ不明であるが、寶瓶には舍利を容るゝを常としたやうである所から見れば、これは單に莊嚴の爲めではなく、特殊の目的を有するものたるを知るべきである。(十四頁)

と説かれた。此事に就いての私の考へは、前に詳述した如くであるが、相輪上の寶瓶に就いては、支那に於ける他の例等と共に、他日私考を發表することとする。

次に逸見梅榮氏は

今より約三十年前スティーナー氏はシャーギーキーデトリー(Stalzig, K. J.)の廣大なる廢趾より迦膩色迦王の佛舍利壺を發見した。それ以來、この廢趾は古の迦膩色迦大塔趾であると考へられて來た。(三十二頁)

と述べて居られるが、これが果して玄奘の記した所謂雀離浮圖であれば、この舍利壺の發掘は、その原所在を明示する最も有力な實證となるであらう。